

○都道府県・政令市における消費者教育の推進状況調査(消費者教育推進計画)

| | 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | |
|-----|-------------------------------------|--|-------------------|---|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 北海道 | 第2次北海道消費生活基本計画の一部 | 平成27年3月31日 | 平成26年度～30年度 | <p>北海道として、消費者市民社会の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるための教育を推進していく必要があるとの立場から、次の項目を重点的に取り組む施策として位置付けた。</p> <p>◆消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における消費者教育 ・地域における消費者教育 ・職域における消費者教育 ・消費者教育の担い手の育成等 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道消費生活審議会(消費者教育推進地域協議会を兼ねる)において意見を聴取 ・パブリックコメントを実施 |
| 青森県 | 策定準備中 (青森県消費生活基本計画の一部として現在策定作業中) | 平成29年2月(予定) | 平成29年度～平成33年度(予定) | <p>基本計画中の施策の基本的な柱である「消費者の自立」及び「環境等に配慮した消費生活」に、それぞれ推進計画の内容を盛り込んだ。</p> <p>主な施策の方向性は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者の自立 <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者教育の推進 ・ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進 ・消費者教育推進に向けた人材(担い手)育成 (2) 消費者への情報提供の充実 ○ 環境等に配慮した消費生活 <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者に対する環境教育等の推進 (2) 環境に負荷の少ない消費行動の推進 | 策定に当たり、青森県消費者教育推進地域協議会の意見を徴している。 |
| 岩手県 | 岩手県消費者施策推進計画の一部 | 平成18年 2月策定 平成22年12月改訂 平成27年 3月改訂 | 平成27年度～平成31年度 | <p>旧計画で「消費者に対する有用な情報や教育機会の提供」としていた項目を「消費者教育の推進」と改め、イメージマップを参考に、事業を体系的に整理し直した。また、多様な主体との連携として、学校における消費者教育の推進や障がい者に対する消費者教育支援として新規事業を立ち上げた。</p> | 岩手県消費生活審議会(消費者教育推進地域協議会を兼ねる)において審議を行ったほか、パブリック・コメントを実施した。 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--|---|------------------------|--|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 宮城県 | 宮城県消費者教育推進計画 (宮城県消費者施策推進基本 計画(第3期)の個別計画) | 平成28年3月 | 平成28年度～平 成32年度 | 趣旨 「消費者被害の救済・未然防止」、「『自立した消費者』の育成」並びに「消 費者市民社会の形成に寄与する消費者を育む」という観点から新たに策 定したもの。 重点事項 1 消費者市民社会の意義の普及・啓発 2 学校教育期における消費者教育の充実 3 消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り 4 消費者教育を担う人材の育成 5 各種関係団体・機関との連携の強化 | 学識経験者、消費者代表、事業者代表 等で構成される消費生活審議会で内容 を調査審議するとともに、平成27年10月 から11月にかけてパブリックコメントを実 施し、消費者その他関係者の意見を集 約し反映した。 |
| 秋田県 | 秋田県消費者教育推進計画 | 平成27年3月 | 平成27年度～平 成32年度 | 自ら考え自ら行動する「自立した消費者」の育成や、どこに住んでいても 消費者教育を受けることができる機会の提供を実現することを目的として いる。 | 消費者教育推進地域協議会の開催によ る。 |
| 山形県 | 山形県消費者教育推進計画 | 平成26年3月 | 平成26年度～平 成28年度 | ・消費者が消費行動を通じて公正かつ持続可能な社会の形成に積極的 に参画する社会について、県民の理解と関心を深めるための啓発の推進 ・消費者市民社会の意識の醸成や環境教育、金融経済教育などの消費 生活関連の教育の推進 ・消費者教育に関するアンケート結果を踏まえ、県民のニーズに対応した 消費者教育施策の推進 ※現教育推進計画の基本理念より抜粋 | 山形県消費者教育推進協議会を組織 し、その中で協議。 |
| 福島県 | 福島県消費者教育推進計画 | 平成26年12月 | 平成27年度～平 成32年度 | 様々な主体との連携・協働により、消費者教育を体系的・効果的に推進 し、自立した消費者を育成する。 | 消費者教育推進地域協議会を組織して いる。 |
| 茨城県 | 茨城県消費者基本計画(第3 次)の一部 ※第3章(消費者政策の基本 方針と展開)「3 消費者の自 立の支援」の「(3)消費者教育 の充実強化」 | 平成28年3月28日 ※第2次基本計画 から、消費者教育 推進計画として位 置づけ(平成26年3 月20日策定) | 平成28年度～平 成32年度(5年間) | ・消費者教育推進計画部分を「消費者基本計画」における重点項目に設 定 ・他の消費生活に関連する教育(環境教育、食育、金融教育、情報モラル 教育、薬物乱用防止教育)の施策を盛り込み | ・パブリックコメントの実施 ・消費者教育推進地域協議会からの意 見聴取 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|---|----------------|---------------|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 栃木県 | 栃木県消費者基本計画が兼ねる | 平成28年 2月16日 | 平成28年度～平成32年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育はもとより地域や家庭、職域など様々な場において、各年代の消費者が安全で豊かな消費生活を営むことができるよう体系的な消費者教育・啓発の推進を図る。 ・「自ら考え行動する」自立した消費者を育成するだけでなく、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成を目指して、消費者教育・啓発を推進する。 | 基本方針「ライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進」について、栃木県消費生活安定対策審議会の意見を参考に作成し、パブリック・コメントを受け修正を行った。 |
| 群馬県 | 「群馬県消費者基本計画」の一部 | 平成26年3月 | 平成26年度～平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者への情報発信 (2) 高齢者・障害者等生活弱者への支援 (3) 消費者学習・啓発に関する計画的な施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 多様な場における消費者学習・啓発の推進 ② 消費者学習・啓発の人材(担い手)の育成及び活用 ③ 「消費者市民社会」の構築 | 群馬県消費生活問題審議会にて、骨子案を説明し意見聴取を行った。 |
| 埼玉県 | 策定準備中 埼玉県消費者教育推進計画 (埼玉県消費生活基本計画の一部) | 平成29年3月 | 平成29年度～平成33年度 | <ul style="list-style-type: none"> 1 学校における消費者教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究校(モデル校)の検討 2 地域における消費者教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供の機会拡充と消費者教育の取組の見える化 ・ 先進的な取組事例の情報提供 3 関係機関・団体、関係教育分野との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育コーディネータの育成 | 消費者教育推進地域協議会を組織した。 また、県民コメントを実施。 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|-------------------------|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 千葉県 | 策定準備中 | 平成28年度策定予定 | — | — | — |
| 東京都 | 東京都消費者教育推進計画 | 平成25年8月20日 | 平成25年度～平成29年度 | <p>大学・企業の集積などにより若者が多く集まることや一人暮らしの高齢者が多いことなどの東京の特性も踏まえ、特に重点的に取り組む世代・テーマ等として5つを設定し、その具体的な取組について「東京都消費者教育アクションプログラム」を策定している。</p> <p><特に重点的に取り組む世代・テーマ等></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 効果的な消費者教育の展開に向けた取組 1 多様な主体との連携 2 区市町村への支援 ■ ライフステージごとの取組 3 若者の消費者被害の防止 4 高齢者の消費者被害の防止 5 子供の安全の確保 | 東京都消費者教育推進協議会の意見を反映 |
| 神奈川県 | かながわ消費者施策推進指針(改定版) | 平成27年3月31日 | なし(ただし、概ね5年後をめどに有効性を検証) | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念:「消費者の権利の尊重と消費者市民社会の形成」 ・消費者教育の意義の明確化:消費者教育の推進の意義を明確化するとともに、その方向性、内容等を示した。 ・多様な主体との連携:消費者問題の多様化、複雑化等に対応するため、消費者団体、事業者団体、各分野の専門家等様々な主体との一層の連携について、施策展開に反映させた。 ・重点的取組みの設定:消費者行政における課題を踏まえ、3つの基本方向に基づき施策を展開することとし、なかでも「神奈川の特徴を活かした消費者教育」と「高齢者の消費者被害の未然防止と救済」を重点的取組みとして設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進地域協議会を開催し、委員意見を改定指針の内容に反映した。 ・パブリック・コメントを実施し、県民意見を改定指針の内容に反映した。 |
| 新潟県 | 策定準備中 | 平成28年度(予定) | — | — | — |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|-------------|---------------|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 富山県 | 富山県消費者教育推進計画 | 平成26年12月15日 | 平成26年度～平成30年度 | <p>(1) 目指すべき消費者像の打ち出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立する消費者 ・「消費者市民社会」の形成に寄与する消費者 <p>(2) 重点的に取り組むテーマの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に対する消費者教育の推進 ・消費者教育の人材(担い手)育成 <p>(3) 高齢者を被害から守る取組みを明記</p> <p>高齢者を教育の対象としてだけではなく、守るべき存在として捉え、警察と連携した被害の未然防止や官民挙げて高齢者を見守る体制づくりを明記。</p> | 富山県消費者教育推進地域協議会(富山県消費生活審議会に機能を付与)において協議し、意見を反映。 |
| 石川県 | 石川県消費者教育推進計画 | 平成27年3月16日 | 平成27年度～平成31年度 | <p>消費者教育推進の目標と取組</p> <p>【基本目標1】体系的な消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校、大学等、職域における消費者教育の推進 ・地域・家庭における消費者教育の推進 <p>【基本目標2】消費者教育の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成研修の実施 ・消費者団体等による担い手育成の支援 <p>【基本目標3】消費者教育の資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育教材の作成 ・消費生活最新情報の収集、提供 <p>重点テーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者の消費者被害防止の取組強化 ② 消費者トラブルに対応できる実践的な能力の育成 ③ 消費者教育を受ける場の充実 | 消費者教育に関する県民の意識調査等を実施し、示された課題を踏まえ、本県の消費者教育の取組の方向として、3つの基本目標と、とりわけ県が重点的に取り組むべきテーマを定めた。 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--|------------|--------------------|--|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 福井県 | 福井県消費者教育推進計画 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成30年度 | <p>基本理念 「消費者と生産者が築く 安全で豊かな「ふるさと福井」の実現と継承」 消費者と生産者が社会や環境等に配慮した消費行動や生産行動を営むことで、豊かで発展し続ける安全・安心な社会を実現し、将来世代に継承していくことを目指す。</p> <p>重点項目 (1)社会や環境を配慮する消費者意識の醸成 (2)幼児から成人まで切れ目ない消費者教育の提供 (3)高齢者の消費者トラブルの撲滅</p> | 学識経験者や消費者団体、経済団体の代表者等を委員とする「福井県消費生活審議会」での議論、国の消費者教育推進会議の委員へのヒアリング、県民パブリックコメントの結果を反映 |
| 山梨県 | 山梨県消費者基本計画の一部 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成32年度(5年間) | <p>消費者教育推進法に基づき平成26年3月に策定した「やまなし消費者教育推進計画」(計画期間:平成26年度～平成29年度)を包含し「山梨県消費者基本計画」を策定。「消費者教育の推進」を基本方針の1つまた【重点施策】として位置付けた。 「やまなし消費者教育推進計画」:</p> <p>【重点施策】 1. ライフステージや、学校や地域など場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進 2. 消費者教育の人材(担い手)の育成 3. 関連する教育との連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県消費生活審議会」を「山梨県消費者教育推進地域協議会」と位置付けている。 ・県民意見提出制度(パブリックコメント)の実施 |
| 長野県 | <p>長野県消費者教育推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県消費生活基本計画と併せて策定 ・「消費者教育の推進に関する法律」に基づく長野県消費者教育推進計画 ・「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン～」(県民生活の安全確保)を推進するための個別計画 | 平成26年6月13日 | 平成26年度～平成29年度 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消費生活情報の発信・啓発 2 消費者教育・学習 3 環境教育・食育等への取組推進 | 長野県消費者教育推進地域協議会 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|---------------|--|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 岐阜県 | 岐阜県消費者教育推進計画 | 平成26年3月 | 平成26年度～平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けられる機会や学び合う機会を提供し、効果的に推進 ・消費者教育を推進するうえで基盤となる「消費者教育の人材の育成と教材の作成」に重点を置いて施策を実施 <ul style="list-style-type: none"> I 各ライフステージでの体系的な実施 II 場や消費者の特性に応じた方法での実施 III 教育人材の育成・活用 ⇒重点施策 IV 教育教材等の作成・活用 ⇒ 重点施策 V 多様な教育の担い手との連携 | 消費者教育推進地域協議会設置 |
| 静岡県 | 静岡県消費者教育推進計画 | 平成26年3月19日 | 平成26年度～平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○目標 <ul style="list-style-type: none"> ・社会的価値行動ができる人材の育成 ○消費者教育推進の基本的な方向 <ul style="list-style-type: none"> ・イメージマップを活用した体系的な推進 ・県や市町、教育委員会、消費者団体、事業者・事業者団体、法曹関係団体等、多様な主体との連携による推進 ・食育や環境教育、防災教育等、消費生活に関連する教育との連携による効果的な推進 ○重点的に取組む事項 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進法の趣旨と「消費者市民社会」の意義の普及・啓発 ・多様な主体の意識付け及び実践方法の普及 ・学校における消費者教育の充実 ・県民生活センターの拠点化へ向けた取組 ・消費者教育の担い手の育成・活用 | 計画策定の前年度に、学識経験者や関連団体、教育委員会等で構成される「ふじのくに消費者教育研究会」を立上げ、消費者教育のあり方を検討。消費者教育の目標や推進の方向性、重点的に取組む事項等に、研究会の意見を反映させている。 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--------------------------------------|------------|-----------------|---|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 愛知県 | 愛知県消費者教育推進計画 (第二次愛知県消費者行政推進計画の一部) | 平成27年3月 | 平成27年度～平成31年度 | <p>目標:「主体性のある消費者の育成～消費者力の向上と消費者市民社会の形成を目指して～」</p> <p>消費者が自立した主体として、自主的かつ合理的に行動し、消費者の利益の擁護及び増進を実現していく力(消費者力)を身に付けることができるよう、県は消費者力の向上に向けて積極的に支援するとともに、消費者が自らの消費者行動を通じて社会全体の改善や発展に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成を目指す。そのために、県は様々な関係者・団体と連携を図りながら、総合的、体系的に消費者に消費者教育を推進する。</p> <p>【取組1】様々な場における体系的な消費者教育の推進 (1)学校教育における消費者教育の推進 (2)地域社会における消費者教育の推進</p> <p>【取組2】消費者教育の人材(担い手)の育成 (1)教職員の指導力向上 (2)地域人材の育成</p> <p>【取組3】多様な主体との連携</p> <p>【取組4】消費者被害防止のための啓発と情報発信</p> <p>【取組5】消費生活に関する情報の収集と消費者意見の反映</p> <p>【取組6】公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援</p> | 愛知県消費生活審議会での意見を反映するとともに、平成27年2月にパブリックコメントを募集し、広く県民の意見を聴取した。 |
| 三重県 | 三重県消費者施策基本指針の一部 | 平成27年3月18日 | 平成27年4月～平成32年3月 | <p>消費者市民社会形成に寄与するための消費者教育の体系的・効果的な推進と実践的能力の育成</p> <p>○ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施</p> <p>○消費者の特性・場の特性に応じた教育</p> <p>○多様な主体間との連携</p> <p>○環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携</p> <p>○消費生活情報の提供・発信</p> | 三重県消費生活対策審議会及び同審議会消費者教育部会において審議 |
| 滋賀県 | 「滋賀県消費者基本計画(第3次)」を消費者教育推進計画と位置付け | 平成28年3月31日 | 平成28年度～平成32年度 | <p>「『自ら考え行動する』消費者になるための支援」として、3つの重点施策を定めている。</p> <p>1 消費生活情報の発信・啓発</p> <p>2 消費者教育・学習の推進</p> <p>(1)消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進</p> <p>(2)消費者教育の担い手(人材)の育成と支援</p> <p>(3)消費者市民社会の構築に向けた気運づくり</p> <p>3 環境に配慮した消費者行動の推進</p> <p>(1)環境に配慮した消費者行動の推進</p> <p>(2)環境学習・環境保全活動の支援</p> | 消費者教育推進地域協議会を設置 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--------------------------------|------------|---------------|---|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 京都府 | 京都府消費者教育推進計画 | 平成26年3月11日 | 平成26年度～平成28年度 | <p>計画では、計画の基本的事項、消費者教育の現状・課題、消費者教育が目指すもの、京都府の特徴と配慮事項を記載した後、以下の4つの推進の方向に従って、各種の施策を推進することとしている。</p> <p>(1) 消費者教育の機会拡大と体系的な消費者教育の推進 (2) 消費者教育の担い手の養成・支援 (3) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり (4) 幅広い主体との連携・協働による取組の推進</p> | <p>計画は、京都府消費者教育推進地方協議会で審議・策定 また、パブリックコメントで100件近くの意見が提出され計画に反映</p> |
| 大阪府 | 大阪府消費者基本計画の一部 | 平成27年3月26日 | 平成27年度～平成31年度 | <p>上記計画では「第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の方向性」において4つの基本目標を掲げ、その1つを大阪府消費者教育推進計画の性格を持つものとして位置づけている。</p> <p>《基本目標3 消費者教育に関する計画的な施策の推進》 消費者の社会的役割と、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解と関心を深めながら、自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、さまざまな特性等に応じた適切な方法により、多様な主体や他施策と連携を図りつつ効果的な消費者教育の推進に努める。</p> <p>1 消費者教育の推進の考え方 ……「消費者の自立支援」、「消費者市民社会の形成に寄与」(持続可能な社会の実現に貢献) > 2 消費者教育の推進の基本的な方向 ……「ライフステージに応じた消費者教育を、消費者の特性等に配慮して実施。多様な主体との連携、協働」 > 3 消費者教育の推進の内容 (1)多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進 ・学校(小・中・高・支援学校等) ……「教材の提供、出前講座の実施、金融広報委員会との連携による金融教育の実施など」 > ・大学・専門学校等 ……「学生が自ら行う消費者教育への支援、大学等との連携によるオリエンテーションや学園祭の活用検討など」 > ・地域・家庭・職域 ……「市町村や団体等との連携による講座やイベント」 ></p> | <p>大阪府消費者保護審議会の答申などを踏まえるとともに、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づいて府民意見を募集した。</p> |
| 兵庫県 | 兵庫県消費者教育推進計画「ひょうご“消費者力”アッププラン」 | 平成27年3月19日 | 平成27年度～平成29年度 | <p>自ら判断・選択・行動できる消費者、さらには公正で持続可能な社会づくりに積極的に参画・協働する消費者の育成をめざし、参加・体験型による実践力の養成を中心とした</p> <p>○ライフステージ等に応じた総合的・体系的な消費者教育の推進参画と協働による ○多様な関係機関・団体とのネットワークの強化 ○消費者が主体となった安全・安心な地域づくりの推進 の3つの基本方針を柱とし、消費者教育を推進する</p> | <p>現場の消費者教育実践家、教育関係者を中心に、少人数の検討会を設置し、計画原案を作成した。 そこで作成した原案を、兵庫県消費者教育推進地域協議会(兵庫県県民生活審議会消費生活部会)において協議した。</p> |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|---------------|---|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 奈良県 | 奈良県消費者教育推進計画 | 平成28年3月25日 | 平成28年度～平成30年度 | | 奈良県消費生活審議会の下に、消費者代表、事業者代表及び学識経験者で構成される委員並びに教育関係者で構成される専門委員から組織される消費者教育推進部会を設置し、意見を聴取した。なお、当該部会を消費者教育推進地域協議会として位置付けている。 |
| 和歌山県 | 和歌山県消費者教育推進計画 | 平成27年3月2日 | 平成27年度～平成29年度 | <p>誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けられる機会を提供し、効果的に推進</p> <p>○幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的に推進</p> <p>○関係機関等との連携による消費者教育の一体的に推進(学校、消費者行政・教育行政、地域、関係機関相互に連携)</p> <p>○ライフステージや場の特性に応じた取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等⇒社会に出るまでに身に付けるべき知識の段階的な習得 ・地域社会⇒身の回りの消費者トラブルの理解や見守りなど地域の支えあいを通じた消費者教育、身の回りの危険を知ることによる消費者事故等の防止 ・法的知識カアップや身の回りの消費者トラブルの理解 | <p>以下の審議会、協議会で議論を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県消費生活審議会 消費者教育推進部会 ・和歌山県消費者教育連絡協議会 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|---------------|---|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 鳥取県 | 鳥取県消費者教育推進計画 | 平成28年3月30日 | 平成28年度～平成30年度 | <p>1 消費者教育の基本的な推進内容</p> <p>(1)ライフステージや様々な場における消費者教育の推進 (2)消費者教育推進の人材(担い手)の育成・支援 (3)消費者教育を推進する関係機関・団体等との連携</p> <p>2 期間中に取組む重点項目</p> <p>(1)消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及 (2)小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進 (3)高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり</p> <p>重点項目については、短期及び長期の目標値を設定し、各年度の主要事業として実施すると共に、結果を分析・検証し、次年度につなげていくこととしている。</p> | <p>○消費者教育推進地域協議会開催による意見聴取(5回)</p> <p>○協議会委員の個別意見聴取(複数回)</p> <p>○消費生活に関する県民意識調査(3,000人規模)</p> <p>○消費者教育に関する教育機関への実態調査(274機関)</p> <p>○パブリックコメント(60人から107件)</p> <p>○消費生活センターが主催する各種研修会での意見聴取</p> |
| 島根県 | 第4期島根県消費者基本計画の一部 | 平成28年3月25日 | 平成28年度～31年度 | <p>○基本方針Ⅲ「消費者教育の推進」の下、消費生活情報の発信、消費者教育の総合的・一体的推進、消費者団体の支援、地域における消費者リーダーの育成の4つの施策を掲げている。とりわけ消費者団体の消費者教育における役割を重視し、その活性化のため新たな事業として「消費者団体ネットワーク化の推進」を盛り込んだ</p> | <p>○消費者教育推進地域協議会を兼ねる島根県消費生活審議会で消費者基本計画全体を審議した。</p> <p>○パブリックコメントにより計画案の一部修正を行った。</p> |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|---------------|--|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 岡山県 | 岡山県消費者教育推進計画 | 平成26年3月 | 平成26年度～平成30年度 | <p>1 3つの基本目標と、その下に13の重点目標を設定 (1)ライフステージや場の特性に応じた体系的な消費者教育の実施 学校教育等での消費者教育の推進 他 (2)消費者教育の人材(担い手)の育成 地域人材の育成 他 (3)他の消費生活に関連する施策及び他の関連する教育との連携 消費者の安全・安心の確保 他</p> <p>2 2つの重点施策を設定 ・高齢者・障害のある人を中心とした消費者教育の推進 ・学校教育における消費者教育の推進</p> <p>3 県民、各種団体、国や市町村と連携して計画を進める。</p> | 岡山県消費者教育推進地域協議会での検討 県民意識調査の実施 パブリックコメントの実施 |
| 広島県 | 広島県消費者基本計画(第2次) | 平成27年3月27日 | 平成27年度～平成31年度 | <p>基本理念「県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全に安心して暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現」に向け、5年後に本県において「関係機関等の連携体制が構築され、ライフステージに応じた消費者被害防止のための消費者教育が行われて」いる状態を目指し、次の施策を展開。</p> <p>【基本的方向/施策目標】…4つの基本的方向の1つに消費者教育の推進を設定</p> <p>Ⅲ 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な場における消費者教育の推進 ・消費者教育推進のための人づくり ・消費生活と関連する他の教育との連携推進 <p>【重点的に取り組む項目】…3項目の1つに消費者教育の推進を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害防止に向けた消費者教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進地域協議会の意見反映 ・県民意見募集(パブリックコメント)の実施 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|---------------|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 山口県 | 山口県消費者基本計画の一部 | 平成25年9月1日 | 平成25年度～平成29年度 | <p>○自立した消費者となるために必要な消費者教育を推進する。</p> <p>○ポイント</p> <p>(1)地域における消費者教育 ・県消費生活センター・消費者教育施設「まなべる」の充実 ・地域における消費者団体の育成、市町との連携・協働の促進</p> <p>(2)学校における消費者教育 ・教育委員会と連携した、教員への情報提供等 ・「巣立ち」等、時宜にかなった内容の教育 ・保護者への啓発による家庭での教育の推進</p> <p>(3)消費者の特性等への配慮 ・年齢や障害に応じた教材の活用等による教育の実施 ・情報化の進展等、社会経済情勢の変化への対応</p> | 消費者教育推進地域協議会を設置し、消費者その他の関係者の意見を反映した |
| 徳島県 | 徳島県消費者教育推進計画 | 平成26年3月19日 | 平成26年度～平成29年度 | <p>(1) 就学前の消費者教育 物の大切さや扱い方、生産者への感謝の気持ちを育むなどの教育支援</p> <p>(2) 学校における消費者教育 金銭教育を通じた自制心育成やネット関連トラブルに関する教育実施</p> <p>(3) 就職前後の消費者教育 社内研修への講師派遣など社会人としての知識や心構えの習得支援</p> <p>(4) 地域における消費者教育 地域人材を活用して相談窓口の充実・多様化を推進</p> <p>(5) 高齢者に対する消費者教育 民生委員等による戸別訪問など、地域における見守り体制を強化</p> | パブリックコメントの実施や徳島県消費者教育推進地域協議会(徳島県消費生活審議会)から計画案の答申を受け、議会に報告後、決定した。 |
| 香川県 | 策定準備中 | 平成29年度(予定) | — | — | — |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|------------------------------|-------------|-------------------|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 愛媛県 | 愛媛県消費者教育推進計画 | 平成26年9月26日 | 平成26年度～平成29年度 | 各ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の体系的な実施を主要課題の一つに掲げている。なかでも、若年層(今後の自立した消費者)及び今まさに消費者被害に遭うリスクの高い高齢者への対応に特に重点を置いた計画としている。 | 計画の策定に当たっては消費者、事業者、学識者、行政(教育委員会含む)からなるワーキンググループを立ち上げ、関係各層の意見を反映させた素案を作成し、消費者教育推進地域協議会(愛媛県消費生活審議会)の意見を聴くとともに、市町照会、庁内照会及びパブリックコメントを実施した。 |
| 高知県 | 策定準備中 (高知県消費者教育推進計画) | 平成29年3月(予定) | 平成29年度～平成34年度(予定) | 重点項目 ・若者(高校生・大学生等)に対する消費者教育の推進 ・高齢者の消費者被害の防止 ・消費者被害・トラブルを潜在化させない取組の推進 ・インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化 | 高知県消費者教育推進地域協議会における委員の意見を反映した計画とするよう策定中 |
| 福岡県 | 福岡県消費者教育推進計画 | 平成28年6月18日 | 平成26年度～平成30年度 | 消費者教育推進の基本的な方向、その内容等については、大学等の集積により20歳前後の若年層が全国平均より多いことや、高齢者の消費生活相談が年々増加している等の福岡県の特性を踏まえ、県が特に重点的に取り組むテーマとして3項目を設定。 ① 高校生・大学生を中心とした若年者に対する消費者教育の推進 ② 地域一体となった高齢者の消費者被害の防止 ③ 消費者教育の担い手育成 | ・福岡県消費生活審議会の消費者施策検討部会において、参考人(教育関係者等)を加え、審議、検討。 ・その他、高齢者・障害者の消費者被害防止対策連絡協議会、消費者教育推進連絡会議を活用。 |
| 佐賀県 | 佐賀県消費者教育推進計画 ～自立した消費者の育成～ | 平成28年3月 | 平成28年度～平成31年度 | (1)学校等の教育機関における消費者教育の推進 (2)地域における消費者教育の推進(地域見守りネットワークの強化) (3)消費者教育・啓発の人材(担い手)養成 (4)その他関係施策との連携 (※推進計画 第3「2 県が重点的に取り組むテーマ」より) | 県内消費者に「消費者行政に係る県民意識調査」を実施。消費生活に関する課題把握と計画策定に活用。 消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を調査審議することを目的に、佐賀県消費生活審議会を設置。 |
| 長崎県 | (確認中) | 平成28年3月25日 | | | |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|---------------|--|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 熊本県 | 熊本県消費者教育推進計画 | 平成27年2月17日 | 平成27年度～平成30年度 | <p>【目指す消費者の姿】 自主的かつ合理的に「気づき、考え、行動する」消費者</p> <p>【計画の体系】</p> <p>1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進</p> <p>①学校等における消費者教育(高校生以下)の推進</p> <p>②大学、職域、地域等における消費者教育(成人期)の推進</p> <p>2 効果的な消費者教育のための取組の推進</p> <p>①消費者教育を行う各実施主体との連携</p> <p>②消費者教育の担い手の育成</p> <p>③情報の収集、提供及び取組状況調査</p> <p>【重点的に推進する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における消費者教育の推進 ・高齢者やその支援者等に対する消費者教育の推進 ・地域や団体における担い手の育成 | 消費者教育推進地域協議会を組織。当該協議会の構成員である消費者団体、事業者団体、教育関係者の各委員から意見を聴取したうえで、計画案の修正、確認を行うなど調整を図った。 |
| 大分県 | 第3次大分県消費者基本計画の一部 | 平成28年3月31日 | 平成28年度～平成32年度 | 消費者教育推進法の基本理念である「消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成」と「主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できること」をめざして、『ライフステージに応じた消費者教育の推進』、『消費者教育推進のための人材育成』、『消費生活と関連する教育との連携による推進』を主要な施策として掲げている。 | 「消費者教育推進地域協議会」として位置づけた「大分県消費生活審議会 消費者教育部会」を設置し、消費者その他関係者の意見の反映につとめた。 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--------------------------------|------------|---------------|--|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 宮崎県 | 宮崎県消費者教育推進計画 | 平成27年6月 | 定めなし | <p>1 基本目標 「自立した消費者づくり」</p> <p>2 計画の体系 4つの基本的な方針、11の施策の方向及び2つの重点的に取り組むべき事項を定めた。</p> <p>(1) 基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期から高齢期までの各世代での体系的な消費者教育の実施 ・ 学校、地域、家庭、職域などの場や消費者の特性に応じた消費者教育の実施 ・ 消費者教育を行う各主体の体制整備・連携及び他の教育との連携 ・ 消費者教育を行う人材の育成 <p>(2) 施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じた早い時期からの消費者教育の推進 ・ 学習指導要領を踏まえた消費者教育の推進 など11施策 <p>(3) 重点的に取り組むべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者への消費者教育の推進 ・ 消費生活センターの消費者教育における拠点化の推進 | 消費者教育推進地域協議会において意見を聴取した |
| 鹿児島県 | 鹿児島県消費者基本計画 (鹿児島県消費者教育推進計画) | 平成28年3月23日 | 平成28年度～平成32年度 | <p>「消費者の安心・安全の確保」、「消費者トラブルの未然防止とその救済」といった前計画から引き続き実施する施策に加え、新たに「消費者教育の推進等による消費者の自立支援」、「高齢者等の消費者被害の未然防止とその救済」、「どこに住んでも質の高い相談を受けられる体制の整備」を位置付け、この5つの「消費者施策の展開方向」に沿って各種取組を実施することとしている。</p> <p>なお、平成28年3月の策定に当たり、鹿児島県消費者教育推進計画としても位置付けた。</p> | 県消費者教育推進協議会として位置づけている鹿児島県生活安定審議会において、平成27年度3回の審議を行うことにより、消費者代表、事業者代表、学識経験者等関係者の意見を反映させるとともに、パブリック・コメントの実施により県民の皆様からの御意見を反映したところである |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|---------------|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 沖縄県 | 沖縄県消費者教育推進計画 | 平成27年3月30日 | 平成27年度～平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○克服すべき課題 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育を推進する上での課題 ・沖縄県特有の課題(県民所得の低さ、家計の厳しさなど) ○消費者教育推進のための基本的な方向と消費者教育に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・体系的推進のための取組の方向 <ol style="list-style-type: none"> ①消費者教育が育むべき力 ②各ライフステージでの体系的な実施 ③消費者の特性に対する配慮・場の特性に応じた取組 など ・重点的に取り組むテーマ <ol style="list-style-type: none"> ①小・中・高校生期への消費者教育の取組 ②高齢者等の被害防止の仕組みづくり ③消費者教育の担い手の育成 ④家計管理や生活設計に関する消費者教育の推進 ○消費者教育の推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政の役割と関係機関との連携等 | <p>本計画の策定にあたっては、沖縄県消費生活審議会の意見を反映させたほか、県民に対し本計画(案)に関する意見募集を行った。 (※沖縄県消費生活審議会は、消費者教育推進地域協議会の機能を兼ねている。)</p> |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------|--|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 札幌市 | 札幌市消費者教育推進プラン | 平成27年3月 | 平成27年度～平成29年度 | <p>「自ら考え、判断することのできる消費者を育てるための消費者教育」という理念に基づき、以下に掲げる3つの目標を設定した。</p> <p>①様々な場における消費者教育 市民の年代、状況に応じて、生活を営む様々なところで、消費者教育が行われることを、消費者教育における「場」の構築とし、「市民ひとりひとりの身近なところで、消費者教育が実践されていること」を目指す。</p> <p>②消費者教育の人材(担い手)の育成・活用 人から教わるだけでなく、自分の考えや知識を伝え、人と共に学び合える人材を、消費者教育の「担い手」とし、「市、学校、事業者、団体及び市民ひとりひとりが、学びあって成長していけること」を目指す。</p> <p>③消費者教育の資源等 実際のニーズにあった、また市民が幅広く適切に学べるようなかたちでの消費者教育の提供を、消費者教育の「デザイン」とし、「必要なことがわかりやすく、適切な手法で学べること」を目指す。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・プランの策定にあたり、札幌市消費生活審議会において諮問。 ・パブリックコメント及び教育関係者・事業者へのアンケート実施 |
| 仙台市 | 仙台市消費者教育推進計画 (仙台市費消費生活基本計画の一部) | 平成28年3月16日 | 平成28年度～平成32年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会を目指す消費者教育・啓発の推進 ・多様な主体との連携による消費者教育・啓発の推進 ⇒「消費者市民社会」の理念を市民と共有し、幅広い主体との協働によりその実現を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進地域協議会(審議会を兼ねる)における意見交換 ・中間案に対する意見募集(パブリックコメント) |
| さいたま市 | 策定準備中 (さいたま市消費者教育推進計画) | 平成29年4月1日 (予定) | 平成29年度～平成32年度 | <p>消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、一人ひとりのさいたま市民が「自ら考え自ら行動する自立した消費者」に成長し、「消費者市民社会」を実現することを目的としたもの。</p> <p>「消費者教育を受ける機会の増加」「情報関連教育」「高齢者に対する消費者教育」「学校での消費者教育」「消費者市民社会関連教育」という5つの方向性を示し、これに対して具体的施策を実施する中で、消費者市民社会の実現を目指す</p> | 消費者教育推進地域協議会を組織 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|----------------------------|----------------------------------|--|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 千葉県 | 千葉県消費者教育推進計画 | 平成27年8月18日 | 平成27年度～平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育を総合的かつ一体的に推進することにより、千葉市に関わる全ての消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長することを目的として策定した。 ・第2次千葉市消費生活基本計画の下位計画。 ・庁内の消費者教育担当課30課の110の個別施策により構成されている。 ・個別施策について、4つの大分類を定める(「消費者被害防止のための教育」「自立した消費者になるための教育」「事業者及び事業所への教育」「担い手の育成・支援」)。 ・「消費者被害防止のための教育」「担い手の育成・支援」を重点課題として設定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定にあたり、本市消費生活審議会に諮問し、答申を受けた。 ・計画案についてはパブリックコメントも実施。 |
| 川崎市 | 策定準備中 (川崎市消費者行政推進計画の一部) | 平成29年3月(予定) | 平成29年度～平成31年度 | <p>(平成28年11月現在策定中であり以下は全て(案)となります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が自立した主体として、自主的かつ合理的に行動していく力を身に付けることができるよう支援するとともに、消費者が自らの消費行動を通じて公正かつ持続可能な社会の発展に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成を目指す。 ・対象者の年齢や特性に応じたライフステージ別の体系的な消費者教育を推進する。 ・高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育・啓発を推進する。 ・消費者教育の担い手である様々な団体と連携し、また育成・支援することで消費者教育を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市長の附属機関である「川崎市消費者行政推進委員会」において審議 ・市民参加型の消費生活モニター制度による参加者からの意見聴取 ・市・消費者団体連絡会において各団体に説明 ・パブリックコメントの実施 |
| 横浜市 | 平成28年度横浜市消費者教育推進計画 | 平成27年度:27年10月1日 28年度:28年8月31日 | <p>本市消費者教育施策推進の中期的な考え方をまとめた「横浜市消費者教育推進の方向性」及び当該方向性に沿って毎年度取りまとめる単年度計画の二つで消費者教育推進計画を構成します。</p> | <p>横浜市における中期的な消費者教育推進に関する基本的な考え方である「横浜市消費者教育推進の方向性」(平成27年9月策定)で示された方向性に沿って庁内関係局が予算化した消費者教育関連事業について取りまとめ、単年度の本市消費者教育推進計画として確定しています(平成29年度からは計画確定時期を4月に変更する予定です)。</p> <p>「横浜市消費者教育推進の方向性」の5つの方向性の柱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 効果的な情報発信の強化 2 横浜市消費生活推進員等による地域での啓発の活性化 3 高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進 4 生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進 5 担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携 | <p>横浜市消費者教育推進地域協議部会(本市附属機関である横浜市消費生活審議会の部会として設置)から意見聴取し、「横浜市消費者教育推進の方向性」及び横浜市消費者教育推進計画に関連がある、10局21課を構成員とする「横浜市消費者教育推進庁内連絡会議」にフィードバックし、各事業所管課により次年度以降の事業計画時に参考、反映しています。</p> |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--------------------------|------------|---------------|--|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 相模原市 | 相模原市消費生活基本計画 中間改訂版の一部 | 平成28年3月3日 | 平成28年度～平成31年度 | 消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるなど、消費者の自立に向け、主催事業や共催事業の実施、学校や地域主催事業、消費者団体事業への講師派遣等の様々な手段により、消費者教育の充実に努めるとともに、ライフステージ別のプログラムについて研究し、実践する。 | ・相模原市消費生活基本計画中間改訂に係るパブリックコメントの実施 ・相模原市消費生活審議会(消費者教育推進協議会を兼ねる)において審議 |
| 新潟市 | 新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画 | 平成28年7月27日 | 平成27年度～平成30年度 | 新潟市は、平成20年度「消費生活推進計画」策定当初から重要課題の一つに「消費者学習などの支援」を掲げ、各施策に取り組んできた。また、平成27年度から平成30年度までを計画期間とする一次改定に当たっても「消費者教育の推進」は重要な課題であると認識し、4つの施策を掲げ、各階層や地域の中で計画全般にわたって消費者教育に関する施策の展開を図るとともに、支援者育成など各種の事業を展開することとした。 特に、高齢者・障がい者の消費生活に対する支援のためには、地域が一体となった取り組みが必要なこと、「いつでも・どこでも・だれでも」が学習できる消費者教育に関する計画が「消費生活推進計画(一次改定)」の中に包括されていることから、新潟市消費者教育推進地域協議会を組織するとともに、従来の「新潟市消費生活推進計画(一次改定)」を「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」に改定し、一層の推進を図ることとした。 | 新潟市消費者教育推進地域協議会を開催し、委員の意見を反映した。 |
| 静岡市 | 静岡市消費者教育推進計画 | 平成27年3月 | 平成27年度～平成34年度 | 計画推進の基本的な方向を 1 イメージマップの活用による消費者教育の体系的な推進 2 市の役割と関係機関との連携・協働 3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携 として、イメージマップには、消費生活の重点領域に市独自の防災教育や食育を取り込み、各発達段階に応じた行動目標として掲げている。 | 静岡市消費者教育推進地域協議会を設置 |
| 浜松市 | 浜松市消費者教育推進計画 | 平成28年5月 | 平成28年度～平成32年度 | 重点項目 1 消費者教育と消費者市民社会についての理解促進 2 消費者教育推進の体制整備 3 ライフステージと様々な場に対応した消費者教育 <2つの主要な分野> ・学校における消費者教育の推進 ・高齢者の消費生活の安全・安心 4 連携・協働による取組 20 ページ | 消費者教育推進地域協議会の開催、パブリックコメントの募集 |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--|------------|-------------------|---|--|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 名古屋市 | 策定準備中 (第2次名古屋市消費者行政 推進プラン) | 平成29年3月予定 | 平成29年度～平 成33年度 | 主体性のある消費者の育成～消費者市民社会の実現～ ・ライフステージ別の消費者教育・啓発の推進 ・消費者教育の担い手に対する支援・育成 ・多様な主体との連携・協働 ・消費者意見の反映 | 計画の策定にあたり、消費者団体の代 表や市民公募委員を構成員とする消費 生活審議会において審議した |
| 京都市 | ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン(京都市消費 者教育推進計画) | 平成27年3月20日 | 平成27年度～平 成31年度 | (1)一生涯を通じて、身近な場で消費者教育を推進する。 (2)消費者教育の担い手等と連携を図り、地域の実情に応じた取組を推進 する。 (3)消費生活における問題点や課題を把握し、状況に応じて必要な取組を 進める。 (4)既に行っている環境、安心・安全、食、すまい、歩くまち・京都、教育な ど、京都ならではの特徴をいかしたさまざまな活動を消費者教育の視点 でとらえ、体系化を進める。 | 消費者教育推進法に定める京都市消費 者教育推進地域協議会の位置づけの ある京都市消費生活審議会や審議会の 消費者教育推進部会において、 ○京都市の特徴をいかした京都らしい計 画の策定を ○市民にとって分かりやすい計画となる よう工夫を ○保護者等も含めた幼児期からの消費 者教育を強く進めていくべき ○外国人も障害のある人も高齢者も、消 費者市民社会の実現に向けて一緒に取 り組む一員として捉え、そのための支援 を行っていくことが分かるようにするべき などをはじめとする、総計で8回にもわた る、熱心な議論やたくさんの意見をいた だき策定。 |
| 大阪市 | — | — | — | — | — |

| 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | | |
|-------------------|--------------------------------------|--|---------------|--|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 堺市 | 第2期堺市消費者基本計画の一部 | 平成28年2月 | 平成28年度～平成32年度 | (1)様々な場における消費者教育として以下の3項目の取組について記載している。 ・学校等における消費者教育の推進 ・地域社会における消費者教育の推進 ・家庭における消費者教育の推進 (2)消費者教育の担い手の支援、連携として以下の2項目の取組について記載している。 ・学校等における担い手となる人材の育成 ・地域における担い手となる人材の育成 | 第2期堺市消費者基本計画の策定にあたって実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、計画の基本的方向として設定した項目の1つである「消費者教育推進計画」に関する記載の中に、「消費者市民社会」についての記述を追加した。 |
| 神戸市 | 神戸市消費生活あんしんプラン2020～第3次神戸市消費者基本計画～の一部 | 第1次(平成18年3月) 第2次(平成21年3月) 第3次(平成28年3月) | 平成28年度～平成32年度 | (1)「あなた(消費者)が主役」の消費者教育 ・教育機関、消費者団体や事業者等と連携した「考える消費者」の育成 ・体感型展示による主体的な学習が可能となるよう、神戸消費者教育センターのリニューアルを実施(平成28年度中に完成予定) ・市民目線を備えた消費生活マスターによる、消費者への情報発信 (2)消費者教育の体系 ・ライフステージ別の消費者教育の実施 (3)消費者教育の幅広い浸透 ・短時間で視聴できる啓発アニメーションやショートムービーをネット配信するなど、日常生活の中で手軽に入手できる方法で情報を提供 | 第2次基本計画までは、消費者教育推進部会を開き、学識経験者、消費者、事業者、行政(教育含む)と意見交換を行っていた。 第3次基本計画では、従来の2部会(消費者行政検討部会及び消費者教育推進部会)を統合・一本化し、両部会の機能を併せ持つ「消費者基本計画評価推進部会」を設置し、取り組み実績の評価をしていく。 |
| 岡山市 | — | — | — | — | — |
| 広島市 | 策定準備中(第2次広島市消費生活基本計画の一部) | 平成29年度(予定) | 平成30年度～平成34年度 | 策定中(平成28～29年度) | 市民意見の公募を行い、その意見を計画へ反映していくこととしている。 また、広島市消費生活審議会に新たに設置した消費者教育部会を消費者教育推進地域協議会と位置付け、当該審議会及び部会へ意見を求めながら、基本計画と消費者教育推進計画を一体的に策定することとしている。 |

| | 消費者教育推進計画(第10条関連) | | | | |
|------|-----------------------|------------|---------------|--|---|
| | 消費者教育推進計画の名称 (URL) | 計画策定 | 計画期間 | 推進計画のポイント | 消費者その他関係者の意見の反映 (消費者教育推進法10条3項関連) |
| 北九州市 | — | — | — | — | — |
| 福岡市 | 福岡市消費者教育推進計画 | 平成27年3月31日 | 平成27年度～平成31年度 | 安全で安心できる消費生活の実現」を目指し、4つの重点目標を掲げ、市民(消費者)、消費者団体、地域の団体、事業者など多様な担い手(主体)と連携しながら、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していく。 重点目標1: 様々な担い手(主体)による消費者教育の理解と取組みの推進 重点目標2: 若年者に対する消費者教育の推進 重点目標3: 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援 重点目標4: 学校(小・中・高校生期)における消費者教育の推進 | 福岡市消費生活審議会を消費者教育推進地域協議会として位置づけ(H25.7.2設置)、具体的な審議を行うために消費者教育部会を審議会に設置。審議会への諮問、パブリックコメント、答申を経て、計画を策定。 |
| 熊本市 | — | — | — | — | — |

(消費者教育地域協議会)

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|-------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 北海道 | 北海道消費生活審議会 学識経験者、消費者代表、事業者代表 | 平成25年10月25日 | 年1回 北海道消費生活基本計画(消費者教育推進計画)の制定、進捗管理等 |
| 青森県 | 青森県消費者教育推進地域協議会 青森県消費生活審議会委員(消費者代表・事業者代表・学識経験者)、学校教育関係者、金融教育関係者 | 平成29年2月(予定) | 開催実績: 年1回程度(計画策定時は年2回開催) 主な検討事項: 青森県における消費者教育推進に向けた取組について 青森県消費生活基本計画の策定について |
| 岩手県 | 岩手県消費生活審議会 学識経験者(弁護士、大学准教授、小学校長会、社協、市町村会) 消費者代表(消団連、生協、婦人団体協議会、公募委員) 事業者代表(商工会、JA女性組織協議会、漁協女性部連絡協議会) | 平成26年4月21日 | 平成26年度は3回、平成27年度は1回、平成28年度は2回、審議会を開催した。 岩手県消費者施策推進計画の改訂や、岩手県消費者施策推進計画に基づく施策の評価結果等について審議した。 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 宮城県 | — | — | — |
| 秋田県 | 秋田県消費者教育推進地域協議会 消費者団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、関係機関、相談機関 | 平成26年7月29日 | 平成26年度に計3回実施し、消費者教育推進計画に、消費者、事業者その他の関係者の意見を反映させた。 なお、協議会は計画策定年度に限り開催され、計画の進行管理については「秋田県消費生活審議会」において行っている。 |
| 山形県 | 山形県消費者教育推進協議会を設置 学識経験者(教育関係者を含む)、消費者、事業者 | 平成25年9月13日 | 年1回 主な協議事項(設置要綱より) (1) 消費者教育の総合的推進に関すること。 (2) 消費者教育推進計画の作成又は変更に関する意見交換に関すること。 (3) その他消費者教育の推進について必要な事項に関すること。 |
| 福島県 | 福島県消費者教育推進地域協議会 学識経験者、消費者、事業者、福祉関係者、学校・教職員 | 平成26年2月4日 | 年1~2回 福島県消費者教育推進計画の策定及び進行管理、消費者教育に関すること。 |
| 茨城県 | 茨城県消費生活審議会 学識経験者(弁護士、大学教授等)、消費者(消費者団体代表者等)、事業者(製造業、小売業等) ※教育委員会、消費生活センターは事務局として出席 | 平成25年9月13日 | 開催頻度:年2回 役割: ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報交換及び調整を行う。 ②消費者教育推進計画の策定・変更に関して、意見を述べる。 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 栃木県 | 栃木県消費者教育推進地域協議会 消費者代表、事業者代表、学識経験者、関係行政機関 (栃木県消費生活安定対策審議会委員が兼ねる) | 平成28年2月1日 | 主な役割 ・消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、協議会の構成員相互の情報交換及び調整を行うこと。 ・栃木県消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。 開催実績 1回目 平成28年2月1日 栃木県消費者基本計画の策定について 2回目 平成28年11月28日 平成27年度消費者行政に関する施策の実績について(ライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進を含む) |
| 群馬県 | 群馬県消費者教育推進地域協議会 学識経験者(教育関係者)、消費者、事業者 群馬県消費生活問題審議会の構成員が兼務 ※ | 平成27年9月11日 | ・年1回(群馬県消費生活問題審議会と同時開催) ・県における消費者教育施策の現状を説明し、今後の消費者教育のあり方等について、意見をいただいた。 |
| 埼玉県 | 消費者教育推進協議会 (埼玉県消費生活審議会) ・学識経験者(弁護士、大学教授、大学准教授) ・消費者団体代表者 ・事業者団体代表者 ・公募 | 平成27年11月24日 | H27.11.24 消費生活審議会が消費者教育推進協議会を兼ねること、消費者教育推進計画を消費生活基本計画に位置付けることを了承 新消費生活基本計画の内容(案)の検討 H28. 3.29 新消費生活基本計画(たたき台)の検討 H28. 7.15 新消費生活基本計画(素案)の検討 H28. 9.15 新消費生活基本計画(案)の検討 H28.11.21 新消費生活基本計画(案)の検討 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 千葉県 | 千葉県消費者教育推進地域協議会 ・学識経験者(弁護士・大学教授・消費生活相談員) ・消費者 ・事業者 | 平成26年7月15日 | 開催実績:年1~2回開催 検討事項等:消費者教育推進計画の策定について 消費者教育の取組状況について |
| 東京都 | 東京都消費者教育推進協議会 学識経験者、消費者団体、事業者団体、民生委員・児童委員、教育関係者 (消費生活総合センター、教育委員会ほか都道府県の関係機関) | 平成25年6月21日 | 開催頻度:年3回程度 主な検討事項:消費者教育推進計画に基づく各年度の具体的な取組についての意見交換 |
| 神奈川県 | 神奈川県消費者教育推進地域協議会 (神奈川県消費生活審議会) ・学識経験者(大学教授等、弁護士他) ・団体代表(消費者団体、事業者団体) ・教育関係者 ・福祉関係者 ・県民公募 (平成28年11月1日現在) | 平成26年9月3日 | ・平成26年度:3回実施、かながわ消費者施策推進指針の改定等について検討 ・平成27年度:3回実施、改定指針に基づく実施事業の検証等 ・平成28年度:4回実施予定、改定指針に基づく実施事業の検証、神奈川県消費生活条例の見直しの検討等 |
| 新潟県 | 新潟県消費者教育推進地域協議会 学識経験者、消費者団体、消費者、事業者団体、行政、教育関係者 | 平成27年3月24日 | 開催頻度(年1~2回) ・本県における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報の交換及び調整を行う。 ・本県における消費者教育を推進するための施策に関して意見を述べる。 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 富山県 | 富山県消費者教育推進地域協議会(富山県消費生活審議会) 学識経験者、消費者、事業者 | 平成25年11月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1～2回開催 ・富山県消費者教育推進計画の策定、推進 ・本計画の施策の取組状況の報告、検証及び評価 |
| 石川県 | 石川県消費生活審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・消費者代表 ・事業者代表 | 平成26年3月13日 | <p>開催頻度 毎年1～2回開催</p> <p>主な役割、検討事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正な取引行為を指定、変更、廃止しようとするとき ・商品、サービスの規格、表示等の基準を定め又は、変更、廃止しようとするとき ・県の施策に関する重要事項を決定しようとするとき |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 福井県 | 福井県消費生活審議会 学識経験者、消費者代表、事業者代表 | 平成27年10月9日 | 平成27年度 年3回開催(第1回:現状と課題の把握、第2回:計画骨子案の審議、第3回:計画案の審議) |
| 山梨県 | 山梨県消費生活審議会 (山梨県消費者教育推進地域協議会) 消費者、事業者、学識経験者(小中・高・大学校関係者、弁護士、金融広報委員会) | 平成25年10月31日 | 開催頻度(年1~3回) 主な役割:県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的事業について、調査審議する。 検討事項:消費者教育推進計画、消費者基本計画の策定・推進について |
| 長野県 | 長野県消費者教育推進地域協議会 (長野県消費生活審議会の委員が兼任) 1 消費生活に関し見識を有する者(市町村長、弁護士、教授、学校長、金融広報委員会) 2 消費者(消費者団体、民生委員、PTA、一般公募) 3 事業者(経営者協会、銀行協会、商工会議所(いずれも長野県消費生活審議会の委員)) | 平成25年9月2日 | 年2回開催 ・当該年度教育推進事業計画に対する検討 ・ " 実績に対する検討 ・翌年度教育推進事業予算要求に対する検討 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 岐阜県 | 岐阜県消費者教育推進地域協議会 消費者、事業者、教育委員会 | 平成25年7月23日 | 平成25年度3回実施 計画の策定 平成26年度2回実施 消費者教育の推進 について(事業検討) 平成27年度2回実施 消費者教育の推進 について |
| 静岡県 | ふじのくに消費者教育推進県域協議会 学識経験者、法曹、消費者、職域、見守り者、教育 | 平成27年5月22日 | 開催実績:平成27年度から年3回程度開催 主な検討事項:消費者教育の進捗状況の 確認、県が取組む事業への助言 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 愛知県 | 愛知県消費者教育推進地域協議会 消費者、事業者、学識経験者 | 平成27年7月31日 | ・年1回開催 ・消費者教育関連事業について |
| 三重県 | 三重県消費生活対策審議会消費者教育部会 学識経験者、消費者代表、事業者代表 | 平成26年2月25日 | 年1回程度 県主要施策の実施状況への意見や、教育現場等との連携について |
| 滋賀県 | 滋賀県消費者教育推進地域協議会 消費者、事業者、学識経験者等 | 平成26年10月27日 | 平成27年度は年4回開催し、消費者教育に関する施策の拡充について検討した。平成28年度は年1回開催し、体系的な消費者教育の進め方について検討した。 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|-----------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 京都府 | 京都府消費者教育推進地方協議会 学識者、消費者団体、事業者団体 (オブザーバーとして教育委員会、農林部局、環境部 局が参加) | 平成25年7月19日 | 年4回程度 消費者教育推進計画の策定、推進状況等 審議 |
| 大阪府 | — | — | — |
| 兵庫県 | 兵庫県消費者教育推進地域協議会 (兵庫県県民生活審議会消費生活部会) 学識者、消費者、事業者、公募委員等 | 平成26年11月26 日 | 開催頻度:年1~2回 主な検討事項: ・消費者教育の総合的、体系的かつ効果的 な推進に関する、構成員による意見交換 ・計画の策定等に関する協議 ・計画の進捗状況に関する、構成員相互の 情報交換及び調整 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 奈良県 | 奈良県消費者教育推進部会 消費者代表、事業者代表及び学識経験者で構成される委員並びに教育関係者で構成される専門委員 | 平成27年2月19日 | 開催頻度:(年1、2回程度) 主な役割:消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に参加する消費者市民社会の形成を目指すための取組として、消費者教育に関する施策の企画・立案等の審議を行う。 主な検討事項:消費者教育推進計画の策定や進捗状況の管理、情報共有と周知等を行う。 |
| 和歌山県 | — | — | — |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-----------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 鳥取県 | 鳥取県消費者教育推進地域協議会 消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、市町村、相談機関、法律専門家高齢者団体、障がい者団体、青少年関係者 | 平成26年9月6日 | 開催頻度 年2回～3回 主な役割 ○県内における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する事項の調査審議 ○鳥取県消費者教育推進計画の作成又は変更に関する事項の調査審議。 検討事項 ○消費者教育推進計画の方向性と計画検討のための調査について ○計画骨子案検討のための重点的な取組事項について ○計画骨子案に対する意見聴取後の課題について ○重点項目の具体的・実践的な取組について ○骨子案の内容確認及び計画策定について ○策定後の運営方針について |
| 島根県 | 島根県消費生活審議会 平成28年度改選後の現行構成員 1. 有識者代表(大学教授、県弁護士会消費者問題対策委員会、県公立高等学校長協会、NPO法人等) 2. 消費者代表(県生活協同組合連合会、県連合婦人会、一般消費者(公募委員)、県社会福祉協議会) 3. 事業者代表(県農業協同組合、県商工会等) ※この他、事務局に県教委消費者教育担当者が含まれる。 | 平成26年9月3日 | 平成26年度 第1回(9.3)次期消費者基本計画の策定方針 第2回(10.16)県民意識調査案の検討 第3回(3.19)県民意識調査の結果検討 平成27年度 第1回(6.3)第4期消費者基本計画諮問、骨子案検討 第2回(10.27)計画素案検討 第3回(2.4)第4期消費者基本計画答申 平成28年度 第1回(7.7)第3期計画実績評価、H27相談概要 第2回(11.18)第4期消費者基本計画概要説明(委員改選のため) |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 岡山県 | 岡山県消費者教育推進地域協議会 消費者(消費生活問題研究協議会 等)、学識経験者(大学教授 等) 生産・流通関係者(商工会議所 等)、教育関係者(高等学校長協会 等) (岡山県消費生活懇談会と兼ねる。) | 平成25年7月4日 | 年2回～3回 岡山県消費者教育推進計画に係る具体的施策の進捗状況を報告し、見直しや提言を行う。 |
| 広島県 | 広島県消費生活審議会 学識経験者, 消費者代表, 事業者代表, 市町代表 | 平成26年3月18日 | 平成26年度 6回 (うち消費者教育推進部会3回を含む) 平成27年度以降 年1回 広島県消費者基本計画(第2次)の策定及び実施状況等 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|------------------------------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 山口県 | 山口県消費生活審議会 消費者代表(消費者団体)、事業者代表(事業者団体)、公募委員、学識経験者、教育委員会関係者 | 協議会 昭和55年 消費者教育平成 25年11月11日 | ○年2回程度開催 ○主な検討事項 「消費者教育推進における学校と消費者行政との連携強化について」 |
| 徳島県 | 徳島県消費者教育推進地域協議会(徳島県消費生活審議会) 消費者、事業者、教育関係者など | 平成25年11月5日 | 年2回開催、計画の修正や進捗状況を審議 |
| 香川県 | 香川県消費生活審議会 消費者の代表 事業者の代表 学識経験者(大学教授、弁護士等) | 平成17年6月30日 (消費者教育の活動平成26年6月17日) | 開催頻度年1~2回 ・消費者行政及び消費者教育の推進状況及び計画の報告 ・審議員からの意見聴取 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|-------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 愛媛県 | 愛媛県消費生活審議会 消費者、事業者、学識経験者、行政 | 平成25年10月30日 | 25年度:10/30 計画策定方針等審議 26年度:6/17 計画素案審議、9/10 計画最終案審議 27年度:12/16 計画進捗状況等報告 28年度:10/25 計画進捗状況等報告 計画の中で、計画の進捗状況等を消費者教育推進地域協議会に報告することとしており、計画策定以後、毎年、報告を行っている。 |
| 高知県 | 高知県消費者教育推進地域協議会 消費生活審議会委員(消費者代表、事業者代表、学識経験者、行政機関) | 平成26年7月25日 | 開催実績:3回 開催頻度:年2回程度 主な検討事項:消費者教育推進計画の策定について |
| 福岡県 | 福岡県消費生活審議会 学識経験者、事業者、消費者、行政、教育関係者、法教育関係者、金融教育関係者 | 平成26年1月23日 | 策定後は消費者教育推進計画の進捗管理のため、年1回の開催。 |
| 佐賀県 | 佐賀県消費生活審議会 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、弁護士教育関係者(大学関係者、教育委員会、教育職員、PTA)、福祉関連団体、その他NPO、消費生活センター | 平成27年11月19日 | 平成27年度 3回開催 ・消費者教育推進部会により、佐賀県消費者教育推進計画策定に向けた審議を行った。 |
| 長崎県 | | | |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 熊本県 | 熊本県消費者教育推進地域協議会 消費者団体、事業者団体、教育関係者、法律専門家、社会福祉協議会、市町村 | H25年12月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・開催頻度は年1回。(計画策定時等には消費者教育推進地域協議会に部会を置く。) ・県における消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進することを目的とし、当該目的を達成するため次に掲げる事項を協議する。 (1)県消費者教育推進計画の策定及び変更に関する事項 (2)消費者教育を推進するために必要な情報及び調整に関する事項 (3)その他消費者教育を推進するために必要な事項 |
| 大分県 | 大分県消費生活審議会 消費者教育部会 学識経験者、消費者、事業者、教育関係者等 | 平成26年11月19日 | <p>開催回数: 2回 主な役割・検討事項等</p> <p>:関係者間の連携による消費者教育の推進を主な役割とする。 具体的な消費者教育の推進方法を検討するとともに、関係者間で消費者問題に関する情報交換をおこなっている。</p> |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-------------------------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 宮崎県 | 消費者教育推進地域協議会 消費者団体、事業者団体、教育関係者、法律専門家、社会福祉協議会、市町、公募委員等 | 平成26年11月5日 | 平成26年11月5日 第1回 ・ 計画の策定について諮問 ・ 計画骨子案について説明し意見を聴取 平成27年2月5日 第2回 ・ 計画素案について説明し意見聴取 平成27年5月22日 第3回 ・ 計画案について報告 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県生活安定審議会 (鹿児島県消費者教育推進地域協議会) 消費者、事業者、学識経験者、行政 | 平成26年7月28日 (第44回 県生活安定審議会) | 開催頻度:平成27年度 3回 検討事項:鹿児島県消費者基本計画(鹿児島県消費者教育推進計画)の策定及び計画の進捗状況に係る審議 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---------------------------------|---|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 沖縄県 | 沖縄県消費生活審議会 学識経験者、消費者代表、事業者代表 | 平成18年11月28日 ※「消費者教育推進地域協議会」の第1回開催:平成26年12月5日 | ○開催頻度 年1～2回程度 ○沖縄県消費生活審議会の主な役割 沖縄県消費者基本計画、沖縄県消費者教育推進計画等、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項等の審議をする。 ○主な検討事項 ・沖縄県消費者基本計画に関する審議 ・沖縄県消費者教育推進計画に関する審議(取組状況に関する進行管理など) ・その他、消費生活の安定・向上に関する重要な事項等の審議 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|----------------------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 札幌市 | 札幌市消費生活審議会 大学教授、弁護士、市民、事業関係者、公益社団法人関係者、社会福祉法人関係者、適格消費者団体関係者、商工会議所関係者 | 平成25年12月10日(協議会を兼ねた最初の審議会) | ・おおむね年3回の開催 ・本市の消費者基本計画等の策定について |
| 仙台市 | 消費者教育推進地域協議会 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、学識の経験を有する者、消費生活センター | 平成27年1月9日 | 平成27年度は3回開催 ・消費者教育推進計画策定について ・消費者教育に係る情報の共有(ゲストスピーカーを招き、活動状況などの報告を頂き、意見交換をすることで情報共有を図る) |
| さいたま市 | さいたま市消費者教育推進地域協議会 学識経験者(弁護士、大学教授、県センター所長)、事業者代表(事業者団体)、消費者代表(消費者団体)、市民代表(公募委員) ※さいたま市消費生活審議会を当協議会として設置したもの | 平成27年2月2日 | 年3~5回 消費者教育推進計画の策定に向けた協議 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-----------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 千葉県 | 千葉県消費生活審議会(消費者教育推進地域協議会を兼ねている) 審議会は①学識経験者、②消費者、③事業者、④関係行政機関の職員の15名から構成される。計画策定のため、平成26年度は消費者教育推進部会を設置した | 平成26年7月2日 | 年2回程度実施。 ※平成26年度は4回開催(うち2回は消費者教育推進部会)。消費者教育推進計画の検討を実施。 ※平成27年度は1回開催。消費者教育推進計画の内容、実施予定を報告。 |
| 川崎市 | 川崎市消費者行政推進委員会 学識経験者、消費者代表、事業者代表 | 平成28年7月4日 | 年間4回程度開催 ・主な検討事項として、消費者行政推進計画について意見を述べる 消費者支援に係る各種基準について意見を述べる 不適正な取引行為の禁止に関する規則改正について意見を述べる 苦情のあっせん、調停を行う その他消費者行政に関する重要事項を調査審議すること |
| 横浜市 | 横浜市消費者教育推進地域協議部会 本市附属機関消費生活審議会委員(学識経験者、消費者代表、事業者代表) 専門委員(消費生活総合センター、国際交流協会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会) | 平成27年2月2日 | 年1回(平成29年度から年2回開催予定) 平成27年2月2日 第1回(「横浜市消費者教育推進の方向性」(案)に関する審議) 平成27年6月30日 第2回(「横浜市消費者教育推進の方向性」(案)に関する審議、平成27年度、28年度消費者教育推進計画策定に向けた意見聴取) 平成28年8月1日 第3回(平成27年度の振り返り、28年度計画の確定、29年度計画に向けた意見聴取) |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|-------------|---|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 相模原市 | 相模原市消費生活審議会 消費者、事業者、学識経験のある者等 | 平成27年7月24日 | 開催頻度:年2回程度 検討事項:計画に基づく実施事業の内容及び評価等について |
| 新潟市 | 新潟市消費者教育推進地域協議会 識者、消費者、事業者 | 平成28年7月20日 | 平成28年7月20日に第1回会議を開催し、「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の策定について審議した。 |
| 静岡市 | 静岡市消費者教育推進地域協議会 教育関係者、消費者、消費者団体、事業者団体、消費生活センター、消費生活相談関係団体、市の関係機関 | 平成25年7月8日 | 開催頻度:年2回程度 主な役割:市域における消費者教育の推進に関する構成員相互の情報交換や消費者教育推進計画に関して意見を述べること |
| 浜松市 | 浜松市消費者教育推進地域協議会 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、知識経験者、教育関係者、市職員 | 平成26年10月29日 | 年2回の開催 浜松市消費者教育推進計画の作成または変更に関して意見を述べること、構成員相互の情報交換 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 名古屋市 | 名古屋市消費生活審議会を消費者教育推進地域協議会と位置づけることとする 学識経験者、消費者、事業者 | | 消費者教育地域協議会としての開催はなし |
| 京都市 | 京都市消費生活審議会 学識経験者、事業者団体、消費者団体、その他(高齢者福祉団体、PTA、市民公募) | 平成26年5月30日 | 平成26年3月、京都市消費生活行政推進会議内に「京都市消費者教育推進専門委員会」を設置。京都市消費生活審議会を「消費者教育推進地域協議会」と位置付け、新たに「消費者教育推進部会」を設置し、同部会において計画案の検討を進めた。 (1) 消費生活審議会及び消費者教育推進部会開催状況 平成26年5月30日第1回部会:計画策定に向けた基本的な考え方の整理 6月30日第107回審議会:第1回部会の検討状況報告 8月11日第2回部会:計画素案の構成の検討 11月12日第3回部会:計画素案の検討 12月17日第108回審議会:計画素案の概要説明 平成27年1月27日第4回部会:計画案及 |
| 大阪市 | 設置に向けて検討中 | — | — |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|--|-------------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 堺市 | 堺市消費生活審議会 消費者教育部会 学識経験者、事業者団体からの選出者、消費者団体からの選出者 | 平成28年11月10日 | 平成26年度から平成27年度に消費者教育部会を設置し、平成26年度に3回開催した。主な検討事項としては、本市における消費者教育に関する取組について検討した。 |
| 神戸市 | 消費者教育推進部会 学識経験者、消費者、事業者、行政(教育含む) | 平成23年5月31日 | 開催実績:延べ9回開催(初年度は4回開催、その後は年1~2回開催)。 検討事項:神戸市消費者基本計画、消費者教育推進プラン等、消費者教育に関すること |
| 岡山市 | — | — | — |
| 広島市 | 広島市消費生活審議会消費者教育部会 学識経験者、消費者、事業者、市民公募、専門委員(教員)等 | 平成28年10月7日 | 第2次消費生活基本計画の策定に先立ち、その基礎資料とする、学校教員の消費者教育に関する意識や実態を聞くためのアンケート調査の調査票の検討 |

| 消費者教育推進地域協議会(第20条関連) | | | |
|----------------------|---|-----------|--|
| | 消費者教育推進地域協議会等の名称及び構成員 | 協議会第1回開催 | 開催実績、主な検討事項等 |
| 北九州市 | — | — | — |
| 福岡市 | 福岡市消費生活審議会 学識経験者、弁護士会、マスコミ、相談員、消費者 (公募委員、地域団体、消費者団体、PTA、高齢者福祉 団体等)、事業者 | 平成25年7月2日 | 年1～3回開催。 福岡市消費者教育推進計画の策定について 福岡市消費者教育推進計画の進捗状況について |
| 熊本市 | — | — | — |

(その他の事項)

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|---|---|--|--|
| 北海道 | <p>・道立消費生活センターを拠点化している ・道立消費生活センターのホームページに消費者教育に特化した特設サイト設置して周知している</p> | <p>パンフレット「消費者市民社会の浸透のために」を作成(15,000部)し、各市町村消費生活センター、学校等に配布。ホームページにも掲載。</p> | <p>平成25年度から北海道消費生活審議会に消費者教育推進地域協議会の機能を付加したことに伴い、審議会委員に教育現場関係者(高等学校長)を加えている。</p> | <p>・北海道立消費生活センター教育啓発グループの担当者がコーディネーター機能を担当 ・市町村や学校現場等からの講師派遣や教材提供の依頼について、自ら対応するほか、対応可能な者等の紹介を行っている。</p> |
| 青森県 | <p>県消費生活センターに消費者教育の推進のための情報提供コーナーを設けているほか、実施事業として出前講座等の啓発事業や消費者教育推進に係る事業を実施していることから、同センターは本県における消費者教育の拠点に相当するものである。</p> | <p>「消費生活大学講座」等の消費者啓発事業において、消費者市民社会をテーマとした講座を実施しているほか、「学校における消費者教育推進事業」ではモデル校において、消費者市民社会の考え方を取り入れた授業を実施した。</p> | <p>「学校における消費者教育推進事業」において、モデル校の教諭に加えて県教育委員会の指導主事等を委員とする運営検討委員会を組織し、モデル校における授業の内容やその進め方についての支援、検討を行った。</p> | <p>県消費生活センターの相談業務及び啓発業務を受託するNPO法人の職員が中心となり、消費者教育推進事業を進めるに当たっての教育委員会や教育関係施設等との連絡調整を行っている。</p> |
| 岩手県 | <p>消費者教育を進める上で重要な役割を果たす学校関係者に対する県民生活センターの認知度が低いことから、後述の消費者教育推進専門員の訪問活動等を通じて、当センターで行っている事業の紹介やその他消費者教育に関する情報提供等を定期的に行っている。 また、出前講座について、市町村の消費生活センターでの実施が難しい場合も含め、全県からの依頼に対応している。</p> | <p>消費者教育に取り組む専門機関や有識者が学校と連携し、消費生活に関する現況や課題、対応等について情報提供と意識啓発を図るため、小中高等学校消費者教育支援事業として、教員向け消費者教育研修会の開催や消費者教育先進校等調査を行っている。 年2回発行している広報誌「くらしのひろば」に『「消費者市民社会」のススメ』というコーナーを作り、消費者市民社会に関する情報を配信している</p> | <p>教育委員会や各学校と連絡を密に取り合いながら、小中高等学校消費者教育支援事業を進めている。</p> | <p>消費者教育推進専門員として校長OBの方を配置し、学校、市町村教委、社会教育機関、社会福祉協議会、自立支援協議会等への訪問活動を通じて、消費者教育に関する情報提供や相談・助言、出前講座等を行っているほか、小中高等学校消費者教育支援事業や知的障がい者等金銭管理支援事業に係る各種研修会の開催等を行っている。</p> |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|---|--|--|---|
| 宮城県 | 現在、消費生活センター及び県内6つの県民サービスセンターにおいて、出前講座の実施及びその他啓発活動の実施、啓発資料の提供等を実施している。 | 相談員対象の研修や消費生活サポーターの養成講座において消費者市民社会の講座を設け、消費者市民社会の周知・普及を図っている。また中学・高校生向けリーフレット内にも新たに該当分野の記述を追加した。 | 学生向けリーフレット、消費者教育指導事例集の作成段階で、制作委員として内容を検討している。また家庭科及び社会科の教員向けに消費生活に関する講座を開講している。さらに小・中・高等学校の初任者向け研修の中に、消費者教育についての講座を新設した。 | 現在、特別にコーディネーターとして位置づけている者はおらず、職員及び消費生活相談員がその役割を担っている。 |
| 秋田県 | — | 消費者問題に関する講演会や出前講座等を通じて消費者意識の醸成を図っている。 | 消費者教育推進地域協議会の構成員として計画の策定に携わってもらったほか、県で作成する教育用の啓発冊子を、授業等での教材として活用している。 | — |
| 山形県 | — | 平成27年度に適格消費者団体や消費者団体訴訟制度の普及啓発のパンフレットを作成。その中に消費者市民社会に関する内容を盛り込んだ。パンフレットについては、出前講座などで広く県民に配布している。 | 教育庁も含む県庁内の関係各課からなる「山形県消費者行政連絡会議」を設置し、毎年度、取組み状況の報告、確認を行っている。 | 県の嘱託職員 業務内容： ・消費生活出前講座のニーズの掘り起こし、実施の働きかけ ・消費生活出前講座の依頼団体等との事前調整 ・市町村、消費者団体、消費生活サポーターなど地域の多様な主体を対象とした研修会の開催 |
| 福島県 | — | 学生向け啓発パンフレットに消費者市民社会の概要を記載。 | パンフレット作成や事業実施にあたり、意見やアドバイスをもらっている。 | — |
| 茨城県 | 消費生活センターを消費者教育の拠点とするための整備や周知は特段行っていないが、消費者教育推進法制定以前から、出前講座の実施(H21～)や消費者教育啓発員の配置(H22～)など消費者教育を推進している。また、平成26年度からは消費生活相談員や民生委員等を対象に、消費者教育の担い手を育成する消費者教育啓発講座を実施し、茨城県全体の消費者教育の拠点としての意識を持って事業に取り組んでいる。 | 茨城県消費者基本計画(第3次)において、消費者自らが「消費者市民社会」の形成に参画することの重要性を訴えた。 | 元教員を嘱託職員(消費者教育啓発員)として採用し、出前講座「大好きいばらき安全・安心・くらしのセミナー」において、学校向けの消費者教育啓発を行っている。学校現場を理解しているため、セミナー実施にあたって状況に応じた適切な対応が可能である。 | 行政職員が担当している。消費者教育の出前講座について周知を推進するとともに、地域、学校、企業等から出前講座の実施について要望があった場合、要望内容に応じた講師の選定及び連絡調整を行っている。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|---|---|---|
| 栃木県 | <p>栃木県消費者基本計画において、県消費生活センターを地域社会における消費者教育・啓発の拠点として位置づけ、消費者団体等と連携した出前講座等を積極的に実施するとともに、各種広報媒体を活用した啓発を実施することとしている。</p> | <p>上記1-④のとおり、「消費者市民社会」の形成を目指して、消費者教育・啓発を推進することとしている。 特に学校教育の場においては、平成26年度に小中高及び特別支援学校の全教員に対し消費者市民社会についてのリーフレットを配付した。また、高校生向けに消費者市民社会に特化したリーフレットを作成し、毎年度1学年分を全校へ配付している。平成28年度から全校配付を開始した中学生向けの啓発資料にも消費者市民社会の解説を掲載している。</p> | <p>栃木県消費者教育推進地域協議会の委員として学校関係者が入っている。(事務局として県教育委員会事務局学校教育課が入っている。) 県教育委員会と連携し、教員向けの消費者教育セミナーを平成26年度から開催し、学校教育における消費者教育を推進している。 また、平成28年度から計画期間が始まる栃木県教育振興基本計画にも消費者教育の推進が位置づけられた。</p> | <p>特にコーディネーターとしては設置していないが、消費者行政担当職員がその役割を担っている。</p> |
| 群馬県 | <p>消費生活センター内において、リーフレット書架の設置、製品事故品の展示を行っているが、「拠点化」は人的にも施設のにも今後の課題である。</p> | <p>平成25年度に消費者教育用DVD「教えてヤマドリさん」及びリーフレット「消費者市民社会の実現に向けて」を作成し、中学校や公民館等に配付した。このDVD及びリーフレット等を活用して、若者向けの出前講座を中心に周知に努めている。 また、本年度は、学齢期における消費者教育の充実を目的として、県内大学教育学部において消費者市民社会等の消費者教育をテーマに公開授業を実施する予定である。</p> | <p>群馬県消費者教育推進協議会の委員として学校関係者に入っている。 また、従来から行っていた家庭科教員等研修講座に加えて、「消費者学習用教材(中学生向け)」を作成して各中学校へ配付したり、家庭科教員向けの出前講座を実施したり、各中学校へのリーフレット等の配付も行うなど、県教育委員会や小中学校教育研究会中学校技術・家庭科部会との連携強化を図っている。</p> | <p>現状では、消費生活相談員や行政担当職員がコーディネーターの役割を担っており、専門的なコーディネーターの育成は、今後の課題である。</p> |
| 埼玉県 | <p>本県の消費生活支援センターは、相談業務及び普及啓発・学習支援業務を担っている。消費者教育の拠点として、日々の相談・苦情処理から獲得した知識と経験を消費者教育に取り入れるとともに、関係機関と連携し広がりのある事業を展開している。 また、消費生活分野で全国唯一とも言える体験型学習施設「生活科学センター」を設置し、子供から大人まで楽しみながら学習できる環境を整えている。運営は現在指定管理者制度を導入し、民間の活力を活かした企画運営を行っている。</p> | <p>消費者市民社会の理念の周知・普及のため、教職員や地域で活動する人(民生委員、消費者団体、PTA等)を対象に下記事業を実施している。 ・教職員等消費者教育セミナー(全6日間14講座) ・生活科学センターを活用した消費者教育講座(5市町村実施予定)</p> | <p>学校における消費者教育を推進するため、下記の会議等を実施し教育局との密な連携を図っている。また、授業で取り上げてもらうため教職員等を対象としたセミナーを実施している。 ・消費者教育連携会議(年2回)、消費者教育研究協議会(年1回) ・教職員等消費者教育セミナー(全6日間14講座)</p> | <p>—</p> |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|------|--|--|---|--|
| 千葉県 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・大学生向け消費者教育ハンドブックの発行（解説を掲載） ・県民向け消費生活講座のカリキュラムへの盛り込み | 学校における消費者教育推進連絡会を設置し、県教育委員会及び政令市教育委員会を構成員としており、年1回会議を開催し意見交換・情報共有を行うとともに、必要に応じ協力・連携を図っている。 | — |
| 東京都 | — | 消費者教育教材やシンポジウム・講座などで、エンカル消費を取り上げるなど、消費者市民社会の理念に合致した取組を行っている。 | 消費者問題教員講座の開催、消費者教育教材等を作成するための検討会への学校教員の参加や作成した教材を使ったモデル授業の実施、学校向け出前講座・出前寄席の実施など | — |
| 神奈川県 | <p>かながわ消費者施策推進指針において、かながわ中央消費生活センターや市町村の消費生活センターを消費者教育の拠点としていくとしている。</p> <p>消費生活相談や相談の分析を踏まえ、消費者への注意喚起や啓発資料等に適時に反映しているほか、消費者教育を学びたい人と担い手のコーディネート場としてホームページ「つながるかながわ消費者教育」を開設した。市町村に対しては、啓発資料の提供や相談員を対象とした研修等を実施している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度： <ul style="list-style-type: none"> ○企業・団体との協働による啓発イベント「エンカルトーク？かながわ」を2回開催 ○社会人向け啓発リーフレット「買い物か未来をつくる 未来をかえる」を作成し、イベント等で配布 ○若者向け啓発映像の作成（作成中） ・平成27年度： <ul style="list-style-type: none"> ○消費者教員研修に「消費者市民社会」分野を設定 ○大学の研究室と連携し、大学生が主体となったワークショップ及びシンポジウムを通して、若者向け啓発教材の企画案を作成 ・平成24年度： <ul style="list-style-type: none"> ○高校生向け啓発リーフレット「キミの“行動”が社会を変える」を作成し、県内高校等に配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・県と県教育委員会、学校長等で構成する「学校における消費者教育推進協議会」を設置し、必要な方策を協議し、事業を推進 ・同協議会の下部組織として小中高校教員等によるワーキンググループを設置し、生徒用教育資料や教員研修等の内容を検討 | 人としてコーディネーターは設置せず、かながわ中央消費生活センターが消費者教育の拠点としてコーディネート機能を発揮することとしている。 |
| 新潟県 | 新潟県消費生活センターに展示・閲覧室を整備し、相談事例や消費生活情報に関するリーフレット、パンフレット等の展示・配付のほか、消費生活関連のDVD、図書、雑誌等の閲覧及び貸出しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会を周知・啓発するチラシの配付 ・消費者市民社会に関する講座の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県金融広報委員会と連携し、就職や進学を控えた高校生を対象に消費者意識啓発のための講座を開催 ・高校生向け消費者教育副読本の配付 ・県高等学校教育研究会の講習会に講師を派遣 | 消費者行政課及び県消費生活センターにおいてその機能を担っており、多様な主体と連携した啓発講座の働きかけ、実施に向けた調整等を行っている。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|--|---|---|
| 富山県 | 市町村消費生活相談員や県消費生活推進リーダーを対象とした消費者教育講師養成講座の開催や、消費者教育に必要な教材の作成等を行っている。 | 非常食のローリングストック法を活用した「消費者市民社会の形成」への理解促進事業を実施(H27年度) A 非常食活用親子・三世代クッキング教室の開催 B 災害時の備蓄(非常食)等に関する知識を学ぶイベントの開催 C 非常食活用レシピ&消費者市民社会啓発冊子の作成・配布 ※H28年度も活用 D 災害時における消費生活等について学ぶセミナーの開催 E テレビ・ラジオ等による広報・啓発活動(事前普及啓発・事後普及啓発) F 消費者市民社会等に関するアンケート調査の実施 | 教員向け消費者教育推進研修会を開催し、教員が消費者教育に関する知識を身に付け、学校における消費者教育の実践につなげている。教育委員会においても教員向け消費者教育冊子を作成し、活用している。 | 多様な主体が連携して消費者教育を推進する事業において、消費者団体が各種団体等との連携や担い手育成に取組んでいる。 |
| 石川県 | — | — | 大学生による高齢消費者被害防止寸劇出前講座の実施 県内の大学の学生が寸劇を制作し、市町と連携の下、地域の老人会等で披露することにより、高齢消費者被害の未然防止を図るとともに、学生の消費者教育に関する理解を深める。 | 本県では消費生活支援センターにおいて消費者のつどいを開催し、様々な分野で活躍する消費者団体がその活動を発表し合う場を設けている。この場合、消費生活支援センターの啓発担当職員がコーディネーターの役割を果たしている。 また、消費者支援ネットワークいしかわや石川県新生活運動協議会などの消費者団体は、市町の消費者行政担当課と定期的に意見交換を行っており、この場合、消費者団体の職員がコーディネーターの役割を果たしている。 現在のところ、これらを一元的に把握、管理する立場の者はいない。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|--|--|--|
| 福井県 | — | 平成28年10月に、消費者市民社会の概念を分かりやすくまとめたパンフレットを作成。これまでに、パンフレットを使って消費生活モニター向け研修や消費者団体向けに研修を実施。今後、出前講座の都度、パンフレットを配布して消費者市民社会の考え方に触れる時間を設けることで、周知・普及を図っていく。 | 授業で活用できる消費者教育の教材・授業例を作成するため、学校現場の教員をメンバーとするワーキンググループを設置。また、内容だけでなく、教材の配布方法も含めた意見交換のため、県教育委員会、県消費生活センター等をメンバーとする教育推進連絡協議会も年2回程度開催している。 | 県庁において消費者教育推進の担当者(28年度は学校教員)、消費生活センターにおいて消費者教育の啓発、教育の総括に関する担当者を置いている。県庁の担当者は消費者教育推進計画を推進するため、主に学校現場における消費者教育に関する関係者(教育委員会、教育研究所、学校現場)との調整を行い、学校における消費者教育の教材作成やその普及にあたっている。消費生活センターの担当者は、出前講座における講師派遣の手配や消費者教育啓発講座の実施のための関係者との調整を行っている。両担当者間においても連携をとりながら消費者教育を進めているところである。 |
| 山梨県 | 県の計画(やまなし消費者教育推進計画及び山梨県消費者基本計画)において、消費者教育の拠点として明記、シンポジウムの開催やリーフレットの作成等により周知。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学・高等学校向け教材の作成、教材活用についての教職員研修 ・大学と連携した消費者教育講座の実施 ・シンポジウムの開催、消費者基本計画パンフレットへの掲載 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会関係各課を含めた消費者行政推進会議(庁内会議)を設置し、消費生活情報・施策の情報共有を図っている、 ・県消費生活センターとの連携により、教職員研修、学校(小中高)における出前講座・授業の実施 | 県消費生活センター職員(教育委員会からの出向:教頭相当職)市町村・教育関係機関のほか、職域、地域(自治会、包括支援センター等)、における消費者講座(出前講座)の開催促進 |
| 長野県 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会との連携協力 ・見守りネットワークの活用 ・消費生活サポーターの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進地域協議会への参加 ・消費者教育推進講師派遣事業への協力 ・消費者教育リーフレット作成への協力 | — |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|---|--|--|
| 岐阜県 | — | 消費者教育教材への記載。研修での周知 | 消費者教育推進地域協議会への参加 消費者教育教員研修の実施 教育教材作成時の専門委員会への参加 | — |
| 静岡県 | 県民生活センター単位で、市町や多様な主体を構成員とした地域連絡会を立上げ、情報提供や意見交換等を通じて、各地域における消費者教育を推進している。 | リーフレットやDVDを作成し、教員や消費者団体など消費者教育の担い手に対して研修を実施。本年度は勤労者を対象とした教材や出前講座の実施により職域への周知・普及を図っている。また、若者を対象としたフューチャーセッションを開催し、若者世代への普及にも取り組んでいる。 | 指導主事や教育研究会の家庭科研究部会に所属する教員が、地域協議会に参加。県民生活センターで開催する地域連絡会議にも高校の教員が参加。 | 現在、コーディネーターは不在であるが、県民生活センターがコーディネート機能を発揮する必要があると考えている。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|---|--|--|--|
| 愛知県 | 消費生活相談、旅券発給等の総合窓口機能を有する県内8か所の「県民生活プラザ」を再編し、消費生活相談の専門窓口として平成27年度に「愛知県消費生活総合センター」を設置した。この消費生活総合センターを消費生活相談だけでなく、消費者教育センターとしても位置付け、消費生活情報コーナーの設置、消費者教育の担い手(教職員・消費生活相談員)としての育成、映像教材の貸出等の消費者教育の拠点としての機能強化を行っている。また、愛知県金融広報委員会(事務局:県)と連携して金銭・金融教育の普及を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「あいち消費者市民講座」を開催し、「消費者市民社会」の概念を普及させるとともに、学校、地域等の主体的な取組を支援するため講師を派遣している。 ・消費者教育研究校を指定し、学校における「消費者市民社会」の理解に向けた授業の支援を行っている。 ・映像教材の貸出を行い、「消費者市民社会」とは何かを知ってもらい消費者市民の権利と責任を学んでもらう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・若年消費者教育研究会 学識経験者、公立学校長、私立学校長、県教育委員会職員の参加を得て、学校における消費者教育を支援するための方策を総合的に検討。 ・消費者教育研究校の指定 県立高校3校を研究校に指定し、より効果的で実践的な消費者教育への導入支援を行う。 ・教員向け情報提供紙「あいち消費者教育レポート」の発行 研究校の教員や県教育委員会職員を構成員とした「若年消費者教育ワーキンググループ」の協力を得ながら、研究校の取組や指導方法等消費者教育の実践に役立つ情報を掲載した教員情報提供紙を発行している。 ・消費者教育推進フォーラムの開催 研究校における実践発表及び大学教員による発表の講評、講演会を行う。 | 県消費者教育担当職員、県教育委員会職員、金融広報委員会書記が、消費者市民講座の企画・調整や派遣講師の選定を行うなど、コーディネーターの役割を担っている。 |
| 三重県 | 検討中 | 消費者月間における講演会 | 地方消費者行政推進交付金の活用による消費者教育担当者向けDVDの作成及び、それを活用した教員研修 | — |
| 滋賀県 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度にパンフレット「あなたの行動や声が消費者市民社会を築きます！」を作成し、啓発している。 ・5月の消費者月間に消費者団体と共催でシンポジウムを開催し、「消費者市民社会」について考える機会を提供している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育教材の作成時には、教育委員会担当者から意見や助言等をいただいている。 ・教材を活用してのモデル授業実施時には、教育委員会担当者に学校との調整を図ってもらっている | — |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|---|--|--|---|
| 京都府 | 消費者教育の推進にあたっては、都道府県のセンターが中核的な機能を果たすこととしているが、拠点整備等は検討していない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育フォーラムの開催 ・消費者市民社会に係るキャッチコピーの普及・募集 ・エシカル消費(倫理的消費)・商品等に関する意識行動調査の実施 ・事業者と消費者の意見交換会の実施 ・新聞、テレビ、ラジオ等を活用した啓発 など | <p>計画策定や施策実施に当たり意見交換を実施</p> <p>児童・生徒が社会人から学ぶため、教育委員会が「結ネットKYOTO」を運営</p> | <p>消費生活相談員を対象に、27・28年度にコーディネーター養成講座を実施。</p> <p>現在コーディネーターは設置していないが、啓発活動や出前講座などを行う消費生活相談員が、学校や地域等の担い手を結びつける役割を果たしていけるのではないかと考えている。</p> |
| 大阪府 | — | <p>広報物やイベントなど、あらゆる啓発機会を活用し、消費者市民社会の概念普及に努めている。</p> | <p>啓発用リーフレットの配付やイベントの周知等において、教育庁の協力を得ている。また、今年度、高校教職員向けの消費者教育教材の作成にあたっては、教育庁職員に検討会委員を務めていただくなどしている。</p> | — |
| 兵庫県 | <p>計画においては、全県センターである生活科学総合センターと地域の6県消費生活センターを消費者教育の中核拠点とした。</p> <p>特に、生活科学総合センターでは、地域で消費者教育を推進するためのコーディネーターを養成したり、実施を働きかけたりするための教材・資材等を集積したり、備えたりすることにより、拠点化を進めている。</p> | <p>本県では、消費者、事業者、行政の三者が協働するために「ひょうご消費生活三者会議」を設置している。その取組のひとつとして、消費者市民社会の実現に向け大学生が企画・実施する、多様な団体による異世代交流ワークショップを開催している。</p> <p>また、地域におけるネットワーク構築や機運を醸成する異世代交流実践事例発表・検討会議等を地域の消費生活センターでも開催している。</p> | <p>教育委員会等と連携して、小・中・高校の教員向け消費者教育研修を家庭科部会等の機会を捉えて実施している。</p> <p>特に、平成28年度からは高等学校における消費者教育モデル校5校を選定し、モデル授業を実施しているほか、消費生活センターによる出前講座を実施している。</p> <p>そのほか、小・中・高校の教員やそのOB、事業者団体や市町消費生活センター等による情報交換会等を開催している。</p> | <p>平成27年度から消費生活相談員の他、消費者団体や学校関係者を対象に、地域において体系的な講座の企画・実施や講師派遣のマッチング等を行う消費者教育を推進するためのコーディネーター養成講座を開催し、その養成と活動の支援を行っている。</p> |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|------|--|---|---|--|
| 奈良県 | <p>奈良県消費生活センターは、平成28年3月にJRのターミナル駅に直結する民間の商業施設に移設した。この移設を機に、ミニ講座の開催が可能な展示・啓発コーナーを充実させるなど、消費者教育施設の整備を進めた。</p> <p>また、消費生活センターに消費者教育専任の消費生活相談員を配置し、消費者教育関連の啓発に取り組んでいる。</p> | <p>消費者教育の推進に当たっては、消費者教育関係の移動講座・出前講座を平成23年度から実施しており、年々充実させてきており、消費者意識の啓発に努めている。</p> <p>○移動講座・出前講座の開催回数及び参加者数 平成23年度 41回、1,715人 → 平成27年度 84回、3,841人</p> | <p>消費者教育の推進に関する学校関係者の関与については、企画立案・制度運用の場面においては、消費者教育推進部会の下に幹事会を設置し、教育委員会事務局の担当課にも構成員となっただき、情報共有、意見交換を行っている。現場単位においても、消費生活センターと教職員等の学校関係者との間で、共同して教材の作成や研修の実施等の取組を行っている。</p> | <p>奈良県における消費者教育は、主に消費生活センターにおける啓発部門の行政職員や消費生活相談員が担っている。担当する業務は、教育部門との連絡・調整や講演会、移動講座・出前講座といった消費者教育に関するイベントの企画・執行や啓発資料の作成等である。</p> |
| 和歌山県 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・学校向けの出前講座を県教育委員会を通して募集 ・消費者教育推進計画の策定に係る検討（県消費者教育連絡協議会） | <p>県職員が消費者教育を担う方と調整を実施</p> |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|---|--|--|---|
| 鳥取県 | 消費生活センターが消費者教育の中心となり地域や学校に様々な情報を提供したり、消費者教育支援員を配置し、消費生活相談員とも連携しながら、消費者教育の担い手の支援など消費者教育をコーディネートすることにより消費者教育の拠点化を周知している。 | <p>○エシカル消費の概念の理解促進及びエシカル製品の適正な評価等を通じて消費者市民社会の形成を啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費地区別研修会の開催 ・エシカル消費普及シンポジウムの開催 ・テレビ、ラジオ、新聞によるメディアミックス広報 ・子ども及びその保護者に向けた啓発イベントの開催 <p>[子ども「エシカル・ラボ」(夏休み自由研究講座)の開催、とっとり「エシカル・マルシェ」(大規模イベント内でのエシカル製品市)の開催ほか]</p> <p>○とっとり消費者大学各講座による消費者市民社会の周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開講座(年間9回の研修会開催) ・登録講座(県内4大学等でくらしの経済・法律講座として14～15回の開催) ・紙面講座(毎月2回の新聞掲載) ・ラジオ講座(毎月2回のラジオ放送) ・啓発講座(随時) | <p>○消費者教育推進地域協議会に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等から教員が会員として参加。</p> <p>○県教育委員会(小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、社会教育課)はオブザーバーとして参加。</p> <p>○協議会に置く「教材・啓発資料等検討部会」及び「思いやり消費普及検討部会」においても委員として教員が参加。</p> <p>○部会ワーキングチームでは、部会委員のほかに教員の有志が消費者教育のための教材開発を実施。</p> | <p>○平成28年度から消費者教育支援員として教員OBを配置。</p> <p>○消費者教育支援員の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校を巡回し消費者教育の意義・必要性を説明 ・学校における消費者教育について教員と消費生活相談員の調整役 ・教材開発ワーキングチームへの関与 ・消費者教育の普及啓発(PTA、事業者等への営業活動) ・消費者教育教材の開発ほか |
| 島根県 | <p>計画において「県消費者センターを県内の消費者教育の推進役として位置づけ」と明示し、庁内及び関係団体との連携をうたっている。また、県内各地でセンターからの講師派遣(出前講座)を積極的に実施(H27実績184回受講者のべ8,652人)したり、啓発活動を行う団体に啓発資材を提供するなど、一定の中心機能は果たしている。</p> <p>今後の課題として、県内の消費者教育の担い手の掘り起こしとその活動ネットワークの中核としての本質的な「拠点化」を進めたい。</p> | <p>消費者向け講座の中で消費者市民社会について紹介する機会を設けるよう心がけている。今年度の実績としては、消費者リーダー育成講座2会場の最終科目及び島根大学の学部横断型講座の一コマで消費者市民社会を取り上げた。また、家庭科教育研究会などの場に参加して、教員方にも周知を図っている。一般・教員を問わずまだまだ「消費者市民社会」の言葉を耳にしたことのない人が圧倒的に多く、今後はこのテーマを扱える出前講座講師を増やして積極的に啓発活動に取り組みたい。</p> <p>なお、県独自で消費者市民社会に関するパンフレット等を作ることは、ローカライズの必要性が必ずしも大きくない普遍的テーマであることから、現時点では考えていない。消費者庁から啓発資材を提供していただくと有り難い。</p> | <p>平成8年から消費者教育推進連絡協議会を設置し、県教委や教育センター、教科研究会(関係教科教員の任意団体)を交え、情報交換や消費者教育施策の進め方を検討調整してきた。平成23年度から5年間実質的に休止していたが、今年度からあらためて稼働することとしている。</p> | <p>消費者教育コーディネーターに相当する職はない。</p> <p>類似のものとして、相談員の中に高校家庭科教員出身者がいることから、その人脈を活かして高等学校を中心に出前講座先の学校を開拓している。</p> |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|--|---|---|
| 岡山県 | 県消費生活センターを消費者教育の拠点として位置づける旨を、消費者教育推進計画及び第3次岡山県消費生活基本計画に明記し、消費者教育コーディネーターを1名配置している。 | 県民への消費者教育・啓発セミナーや各種パンフレットを通じて普及を図っている。 | 行政機関等の連絡調整及び協議を行う岡山県消費者教育連絡協議会の構成員、学校での消費者教育・啓発セミナーの実施、教材作成のための研究会委員として参加、教員向け消費者教育講座への参加、交付金を活用した啓発事業の実施 | 非常勤職員で、県消費生活センターにて相談業務、啓発・教育業務を行う傍ら、大学講師、国民生活センターADR特別委員、金融ADR委員などを務めている。 |
| 広島県 | | 消費者市民社会のテーマを盛り込んだ消費者教育教材の作成・提供を実施 | 県教育委員会との連携 ・消費者教育教材の作成にあたり連携 ・中・高等学校、特別支援学校の教員を対象とした研修会開催 ・消費者教育の推進に係る資料等の公立学校への周知協力 等 | 県消費生活課(県生活センター)の職員が、出前講座の周知、県消費者啓発講座講師の登録・派遣(関係団体との連携及び派遣希望者と講師のマッチング含む)、講座資料の提供等の業務を担っている。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|--|--|--|
| 山口県 | 体験学習型消費者教育施設「まなべる」を開設し、消費者の自立支援を担う人材育成の拠点、消費者教育の拠点として活用している。 | <p>○消費者月間記念大会において、講演や消費者団体の取組の発表などを実施している。</p> <p>○学校における消費者教育の授業を支援するため、アドバイザーを派遣している。</p> <p>○学校や地域での出前講座において周知を行っている。</p> | <p>○山口県消費生活審議会(山口県における消費者教育推進地域協議会)において、学校における消費者教育の推進のため、教育委員会関係者(学校長)から県の消費者教育の施策に対する意見を伺っている。</p> <p>○教育委員会と連携して以下の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消費生活センターによる出前講座、教員向け研修の実施 ・教員等を対象とした消費者教育セミナーの開催 ・消費者教育の授業を実施する学校へのアドバイザーの派遣 | <p>○コーディネーターとしての役割は、消費生活センターの行政職員が担っている。(専門職員は配置していない。)</p> <p>○主な活動として以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町センターや消費者団体などへの教材の提供 ・地域で活動する消費者リーダーへの支援(研修の実施等) ・学校における消費者教育への支援(アドバイザーの派遣等) ・学校や地域での出前講座の実施 |
| 徳島県 | 消費者情報センターに現役の高校教員を配置し、小中高校生に消費者教育を実施。四国大学と消費者教育連携協定を結び、消費者大学校や大学授業の講師の相互派遣などを行っている。また、県、県教委、鳴門教育大学が連携の下、同大学に消費者教育推進プロジェクトを立ち上げた。 | 消費者大学校、エンカル消費イベント、消費者まつり、消費者問題県民大会や広報などにより普及・啓発を実施している | 県と県教育委員会が協定を結び、現役の高校教員を消費者情報センターに配置し、小中高等学校で消費者教育を実施。また、小中高等学校においてエンカル消費の活動、教育・啓発に積極的に取り組んでいる。 | 消費者大学校大学院卒業者又はくらしのサポーターであり、かつ消費者検定1級又は相談員資格を持っている方を消費生活コーディネーターとして認定している。活動内容は、市町村と連携し、くらしのサポーター活動の支援や消費生活に関する各種講座の企画・運営等 |
| 香川県 | — | 8月に開催した教員対象の研修及び11月に開催した市町消費生活相談担当者対象の研修会で周知を図った。 | 四国学院大学及び香川大学と消費者啓発リレー講座を実施している。 | 担当:県の消費者行政担当者 内容:市町担当者、大学、県の教育委員会等と連携しながら消費者教育の推進を図る。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|---|--|--|
| 愛媛県 | 県消費生活センターにて、商品の安全性や利便性、表示等をテーマとした展示を開始したほか、食品を使った体験テストなど、児童・生徒が楽しみながら学べる環境づくりを行っている。また、同センターに、消費者教育推進専門員を配置し、活動を始めたところである。 | イベントや研修会、広報誌等を通じ、消費者市民社会の周知・普及に努めている。 | 年1回、消費者教育推進のため関係部局担当者会を開催し、情報共有を図っている。また、県内の小中学校における消費者教育の推進を図るため、年1回、教職員と消費生活相談員・消費者行政職員が一堂に会する研修会を開催し、両者が連携を深める機会としている。 | 市町支援の一環で、県消費生活センターに消費者教育推進専門員を配置し、県内の若年層への消費者教育を推進するべく、活動を行っており、現在は、学校への訪問ルートの開拓を図っている。 |
| 高知県 | — | 県内の大学と連携して実施する「消費生活講座」において、消費者市民社会に関する講義を開催 | 教育センターにおいて教員向けに消費者教育に関する研修を実施 | — |
| 福岡県 | — | — | ・県教育センターと共催で小・中・高校の教員を対象に消費者教育の進め方や教材の使用方法等に関する研修会を開催。 ・大学・短期大学・専門学校の教職員を対象に、最新の消費者被害の情報提供や学生に対する支援の方法についての研修会を開催。 ・金融・金銭教育研究校の活動推進等については、教育庁と金融広報委員会を中心に取組を行っている。 | — |
| 佐賀県 | ・消費生活に関する出前講座への講師派遣。 ・消費者教育教材の作成・収集及び貸出を行う。 ・消費者団体や事業者団体等が行う消費者教育の活動を紹介する。 | ①講師を派遣して実施する研修開催やキャンペーンにおいて消費者への周知・普及を行っている。 ②あらゆる機会を通じて、関係機関や団体への情報提供により啓発を行っている。 | 今年度、各市町の教育委員会へ消費者教育の必要性や県の実施する講師派遣制度等を紹介し、消費者教育への取組への働きかけを行った。 | コーディネーターは消費者行政職員が担っている。学校が行う消費者教育に関してアドバイスをするなど支援、連携を行うとともに、消費者教育の必要性や県の実施する講師派遣制度を関係機関・団体に説明している。 |
| 長崎県 | | | | |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|----------------|---|--|---|
| 熊本県 | — | — | <p>中学・高校・大学・PTA関係者を熊本県消費者教育推進地域協議会委員に委嘱している。ニーズに応じて消費生活、金融経済教育その他専門的な知識を有する人材を派遣する際には学校と連携。また、28年度は特別支援学校の教員等を対象に、障がい者の消費者教育教材研修を実施した。</p> | — |
| 大分県 | — | <p>自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成による消費者市民社会の実現に向けて、小学生期から高校生期までの各段階に応じた消費者教育を、教育委員会や学校現場、市町村、その他関係機関等と連携し、実施している。</p> | <p>消費者教育部会、消費者教育に関する連絡協議会を開いて、学校関係者と連携するよう努めている。</p> | <p>行政がコーディネーターとしての役割を担っているため、当面設置する予定はない。</p> |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|------|--|---|--|---------------|
| 宮崎県 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターによる年代別出前講座等の実施 庁内各課・県警・市町村・関係団体等の出前講座や教材に関する情報を消費生活センターが集約し情報提供 若年者の見守り者向け啓発用DVDや啓発書籍等の貸し出しや、消費生活センターホームページからのダウンロード | <ul style="list-style-type: none"> 消費者教育担当者連絡会議 消費者教育(消費者市民社会)の視点を取り入れた環境教育等を行うよう要請(会議構成機関・団体) 文化文教課、県消費生活センター、福祉保健課、長寿介護課、こども政策課、環境森林課、農業連携推進課、学校政策課、生涯学習課、県警察本部生活環境課、県金融広報委員会事務局(日本銀行宮崎事務所) 学校での消費者教育 学習指導要領に基づく家庭科や社会科等における消費者教育授業の実施 関係機関・団体と連携した消費者教育環境教育を所管する環境森林部や食育・食の安全安心を所管する農政水産部が行う出前講座やアドバイザー派遣等の際に消費者教育資料を配付 金融広報委員会が作成する金銭・金融教育教材の活用や、金融広報委員会が行う研修会への講師派遣 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターにおける教員研修の受け入れ 消費生活センターにおいて、県立高校の家庭科教諭を研修生として受け入れ(6か月間)、出前講座や教材作成等を実施 消費者教育調査研究事業 小中学校の家庭科や社会科、高等学校の家庭科や公民科において消費者教育を推進するための授業研究等を実施 | — |
| 鹿児島県 | <p>鹿児島県消費者基本計画(鹿児島県消費者教育推進計画)において県消費生活センターを消費者教育の拠点として位置づけている。</p> | <p>鹿児島県消費者基本計画(鹿児島県消費者教育推進計画)において、消費者が自らの消費行動が社会及び地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚する社会を目指すこととしている。 (消費者市民社会という言葉での位置付けはしていない。)</p> | <p>学校教育を所管する課を含む関係機関で構成される、消費者教育ワーキンググループ検討会・若年消費者連絡協議会を開催し、各機関における消費者教育・啓発に関する取組状況等を情報交換し、連絡調整及び協議を行っている。</p> | — |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|---|--|---|
| 沖縄県 | <p>本県においては、消費者教育の拠点化についての整備や周知などに関する取組は特段行ってないが、消費者教育の推進については、啓発活動も含め、以前から県消費生活センターが中心となって行っている。</p> | <p>学校教育において、それぞれの発達段階に応じた消費者教育が受けられるよう、幼児・小・中・高校生向けの消費者教育に関する教材(テキスト等)を作成した。※平成27年度</p> <p>今後は、これらの教材を活用し、消費者教育、特に消費者市民社会の形成に参画することができる「自立した消費者」の育成に向けた普及・取組を行っていく。</p> | <p>○学校の教職員からの依頼を受け、消費生活センターが家庭科や社会科、商業科などの授業の中で消費生活相談員等による消費者教育を実施している。</p> <p>○消費者教育の教材を作成する際、教育委員会の担当者に教材作成の検討委員会に加わってもらい、学校現場からの視点も取り入れた。</p> | <p>本県は、消費者教育コーディネーターを配置していないが、現在は、消費生活センターの職員が関係機関との連絡調整や出前講座の開催に関する働きかけを行うなど、消費者教育コーディネーターの役割を一部担っている。</p> |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-------|--|--|--|---|
| 札幌市 | 本市の消費者センターが所在している建物では、消費生活講座やセミナー、特別展示など、様々な消費者教育の提供場所として稼働している。 | 平成27年度に制作した「さっぽろ暮らしまなBOOK」という、様々な団体等が提供する消費者教育をまとめた冊子の中では、消費者市民社会にも触れられており、10,000部発行し、消費者センターや各区役所等へ配布した。 | 教員を対象とした、学校授業における消費者教育の推進を図るための、消費者教育及びその実践手法に関する講座を実施している。また、消費者教育実践研究会にて、同じく学校授業における消費者教育の意見交換を実施している。 | コーディネーターとして正式に定めているものはないが、本市の消費者教育事業の委託先が、関係機関をつなぐ役割を担うこともある。 |
| 仙台市 | 相談員による出前講座等の啓発活動、地域における消費者啓発を担う消費生活パートナーの育成等 | パンフレットやリーフレット等による啓発の他、イベントや講座開催時の周知、web、ラジオ広報による啓発、消費者市民社会をテーマとした消費者川柳の募集等 | 消費者行政部門と学校関係者との連絡会議を開催し、各々の取り組みや事業について情報交換や効果的な手法の検討を行っている。 (構成メンバーは消費生活センター職員のほか、小・中学校教育研究会の社会科部会長、家庭科部会長、高校教諭、教育委員会職員等) | 学校や地域等からの要望に基づく消費者教育について、テーマや手法、講師の選定等について消費生活センター職員が調整を行う。 |
| さいたま市 | 新たに整備したものはないが、講座・セミナーの実施をはじめ、情報発信、消費生活センターの周知活動、各種啓発活動等を実施している他、さいたま市の消費者教育の実施状況のとりまとめを行うなど、現状さいたま市の消費者教育の拠点として機能している。 | 消費者教育推進計画の中で、消費者市民社会の実現を目的に掲げて、今後目的実現のために各種啓発活動等を実施していく。毎年実施している消費生活展では様々な団体等が出展して、消費者市民社会に関わる啓発活動を実施している。 | 小中高の家庭科や社会科(公民)の授業の中で消費者教育を行っている。センターとしては、授業で活用してもらえるよう、校長会や教頭会、家庭科及び社会科教員の各研修会等に参加し、センターの周知や出前講座の案内を行うなどの啓発を行っている。また消費生活に関するパネルを学校で展示してもらおう啓発し、28年度2校の高校文化祭で実施している。 | — |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|--|---|---|---|
| 千葉市 | 平成26年度より「ちばし消費者応援団」事業を実施し、消費者教育に携わる団体や消費者教育に興味を持つ市民等に対し、情報提供や、活動のための施設貸し出しを実施している。 庁内においては、消費者教育担当課研修を開催している。 | 平成27年度から、年に1回、消費者教育に関する記事を掲載した「暮らしの情報いずみ特集号」(タブロイド判4ページ)を市政だよりに挟み込み、市内全域に配布することで、啓発を実施している。 | 消費生活センターと教育委員会から構成される消費者教育推進ワーキンググループを設置し、連携を図っている。 | 消費生活センター職員が、庁内職員を対象とした消費者教育に関する研修や消費者教育に携わる団体や庁内関係課と連携したパネル展示を実施する等、コーディネータの役割を担っている。 |
| 川崎市 | — | 夏休み親子向け講座等において、環境・金融・食等に関する身近な事例を通じて持続可能な社会の発展等に向けた周知・普及の取り組みを行っている。 | 「消費者行政連絡調整会議」等において、教育委員会事務局職員と調整を行い、また、「消費者行政推進委員会」において、教育関係者(市立中学校教諭)に出席を依頼し、専門的事項について意見を聴く等連携体制の構築を図った。 | — |
| 横浜市 | 従前から消費者行政を所管する経済局、消費生活総合センター及び各区地域振興課において消費者行政に関わる事務を分掌し、相互に連携しながら施策を実施してきたため、引き続きこれら3部門が相互補完し、連携することにより「消費者教育センター」の機能を担うこととしています。 | ①に記した経済局、消費生活総合センター及び区地域振興課において、講演会開催や啓発資料・紙芝居等の教材作成及びその活用により、普及啓発に取り組んでいます。地域における安全で快適な消費生活を推進する消費生活推進員を対象にした研修で、消費者市民社会について周知しています。 | 中学校の技術・家庭科教員と協力しながら、学習教材を共同開発・作成し、市立中学校に配布しているほか、特別支援学校における消費者教育講座の共同開催など、学校関係者が関与しながら取り組んでいます。 | 特定のコーディネーターはおいておらず、「消費者教育センター」の機能を担う経済局、消費生活総合センター及び区地域振興課の関係職員が必要に応じて担い手をつなぐこととしています。 例えば、横浜市消費生活推進員と民生委員・児童委員、保健活動推進員等の地域活動の担い手どうしが知り合うきっかけとなる研修の場を設けるなどの取組をしています。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|------|---|--|--|--|
| 相模原市 | 消費生活総合センター | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における消費者教育の実施 ・高校・専門学校・大学における消費者教育の実施 ・大学との消費者被害防止のための懇談会の実施 ・地域における消費者啓発の充実 ・市民が積極的に参加できるイベントの実施 | 相模原市消費生活審議会において、教育委員会内組織の学校教育課職員(指導主事)がオブザーバーとして参加している。 | — |
| 新潟市 | 消費生活センターの施設の問題もあるが、従来から消費生活センターで市民向け講座を開催している。また、市民向け出前講座の講師は相談員が担当するなど、情報発信も消費生活センターを中心に行っている。 | 市のホームページや機関紙、各種講座を通して、その都度啓発活動を行っている。 | 各小学校と連携し小学生を対象に、食品に含まれる糖分の測定や着色料を調べる出前講座を実施。食から考える消費生活に関する基礎知識を学んでもらっている。 ※平成27年度実績…小学5・6年生対象(29校47回実施) | 子ども消費者学習や市民向けテスト教室などの講師を新潟市消費者協会に委託している。また、市民向け講座の講師として、くらしのレポーター研修会の開催、さらに行政職員を含む各種研修会を企画実施している。 |
| 静岡市 | — | 各種講座の中で消費者市民について周知する「ミニ講座」を実施している。 | 学校長及び学校教育課長が消費者教育推進地域協議会の構成員となっている。 | 平成27年度から消費者教育推進員(家庭科教員の資格を有する非常勤嘱託職員)を1名設置し、地域や学校における消費者教育推進活動(高齢者宅への戸別訪問、消費者啓発講座の講師、啓発チラシの作成等)を行っている。 |
| 浜松市 | 現時点で具体的な動きはないが、浜松市総合計画の基本計画において、チャレンジプロジェクトとしてセンターの拠点整備を位置づけている。 | 消費者行政強化促進事業費補助金を活用し、イベントの開催や教材・啓発物の作成・配布を通じて周知・普及を図っている。 | 消費者教育推進地域協議会に校長(教科は家庭科)が委員として参加。 市の教育研究会家庭科研究部を通じて、現場の先生方に参加してもらい、教材を作成。教育委員会の指導主事とも情報を共有。 | 平成27年度より校長経験者(教科は国語)をコーディネーターとして採用。 主に、教材等の作成にあたり学校現場(教員)との連絡調整をおこなっている。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|------|---|--|---|--|
| 名古屋市 | 消費者教育の担い手として、28年4月より小学校校長OBを雇用し、28年8月より消費者教育、mmコーディネーター2名を雇用了。 | <p>○消費者市民社会普及事業委託(平成27年度)</p> <p>□ 消費者市民社会の概念の普及を目的に「消費者が、社会の課題解決やより良い発展に寄与することに共感し、商品やサービスを選択する消費行動を起こす」モデル的な消費の仕組みを創出する委託事業を実施。</p> <p>□ 公募型企画コンペにより企画提案を募集し、「カンパイヤリティキャンペーン」の手法による提案を採用。参加店舗において生ビールを注文すると、1リットルにつき1円が「あいち・なごや子どもと作る基金」に寄付され、子どもの貧困などの課題解決につながる仕組み。</p> <p>□ キャンペーン期間は平成27年12月1日～</p> | <p>○消費者教育モデル校事業</p> <p>□ 消費者教育モデル校として教育委員会から推薦のあった高等学校、中学校に外部講師を派遣する事業を平成25年度から実施。</p> <p>□ 各モデル校の校長・教頭・教務主任・担当教諭の要望に沿って、消費者教育の講師を選定した。</p> <p>□ 特に生徒を対象にした消費者教育においては、授業の進み具合と内容を担当教諭と講師で事前に調整を行った。</p> <p>□ スマートフォンの安全教室など全校生徒を対象にした消費者教育においては、多くの教員が参加。</p> <p>○大学等への消費者教育・啓発委託事業</p> <p>○消費者教育事業</p> | <p>○担い手</p> <p>□ 小学校校長OB1名、消費者教育コーディネーター2名</p> <p>○役割</p> <p>□ 技術家庭科または社会科の授業の一環として消費者教育講座を小中学校で行う</p> <p>□ パペットを使用した寸劇を演じたり、パフォーマンスを交えた金銭教育講座を幼稚園等で行う(予定)</p> <p>□ 各種啓発資料の企画・作成</p> <p>□ その他消費者教育に係る諸事業</p> |
| 京都市 | 計画を実効性あるものにしていくために、様々な機会を通じて市民の皆様に積極的に周知していくとともに、消費生活総合センターがリーダーシップをとって、市民、関係機関、庁内の関係部局と連携しながら計画を着実に推進していく。 | <p>(1)計画策定に関連した取組を行う中で、消費者教育や消費者市民社会についての市民周知や市民意識の向上を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の機運を高めるためのシンポジウムの実施 ・審議会や消費者教育推進部会における議論の経過をホームページで公開 ・計画素案に係るパブリックコメントの実施 <p>(2)中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」を作成し、平成27年度から新中学1年生用として発行し、市内全中学校に配布するなど、各年齢階層に合わせた取組を実施する。</p> | 小・中学生を対象とした消費者標語の募集事業を教育委員会と連携し、学校現場で先生に授業や夏休みの宿題等で活用いただいているほか、消費者教育教材等を作成する場合は、教育委員会や学校の先生との連携により作成し、配布している。 | 消費生活総合センター職員 |
| 大阪市 | — | — | 啓発冊子「あなたをねらう！悪質商法」の若者向け版を作成し、市立中学、高校の3年生に配布を依頼している。 | 大阪府「消費のサポーター」制度を活用して、地域からの要請に基づいて講師を派遣する「地域講座」の講師として「くらしのナビゲーター」を派遣している。 |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|-----|---|---|---|--|
| 堺市 | — | 啓発用資料の充実をはじめ、出前講座の実施、消費者教育受講機会の拡充の観点から連続講座を開催するなど各取組を進めている。 | 学校における消費者教育を充実させるため、教員を対象とした研修会を開催するとともに、学校における消費者教育を支援する観点から消費者教育用資料・教材の提供、専門家の派遣も含めた出前講座等の実施にあたっての協働を行っている。 | 本市においては、出前講座等消費生活に関する講座、講演会の講師として消費生活に関する教育及び啓発活動に携わっている堺市消費者啓発員や、本市が実施する啓発活動等に従事している堺市くらしのサポーターなど多様な担い手をつなぐ役割を本市職員が担っている。 |
| 神戸市 | 平成24年7月に神戸市における消費者教育の拠点施設として、生活情報センター内に神戸消費者教育センターがオープンした。 (現在、リニューアルを実施しており、平成28年度中に完成予定) | <ul style="list-style-type: none"> ・出前トークで市民向けに講座を開催。 ・ショートムービーを作成し、ホームページに掲載したり、DVDで配布を行った。 ・幼児向けに環境に関する教材を作成した。 ・婦人神戸等の機関紙やくらしのレポート等で情報の発信。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小、中学校向けにスマホ講座を実施。 (H28年度10月末実績:小学校計:16校・18回 中学校計:13校・15回 合計:29校・33回) ・消費者教育推進研究会の実施。(小・中・高校の先生を研究会の委員として委嘱) ・教員向けの研修の実施。 | 本市では、指導者(コーディネーター)の養成は行っておらず、担当課職員が調整役を担っている。 |
| 岡山市 | 拠点化に関する取組として、本年度から消費生活センターに消費者教育推進員を配置した。 | 消費生活センターをはじめ関係課の出前講座や企画講座で市民に対して普及・啓発を実施している。 | 本年度、消費者教育のあり方検討会のワークショップメンバーとして教職員が参加。教育委員会指導課と連携し、次年度から消費者教育について教員向け研修会を開催する予定である。 | 本年度から元教員(校長経験者)を消費者教員推進員として採用し、主に教育委員会との連携強化、学校園への出前講座や教員向け研修会の開催等、学校教育における消費者教育の推進を進めている。 地域においては、公民館に配属されている社会教育主事及び地域担当職員、社会福祉協議会、民生委員などがその役割を担っている。 |
| 広島市 | — | 教員を対象とした消費者教育に関する研修会を開催した際に、「先生のための消費者市民教育ガイド」(発行:公益財団法人消費者教育支援センター)を配付 | 教育委員会と連携し、教員に対する研修等を実施 広島市消費生活審議会において、学校教員を専門委員に委嘱 | — |

| | ①消費者教育の拠点化について | ②消費者市民社会の周知・普及等への取組について | ③学校関係者の関与について | ④コーディネーターについて |
|------|----------------|---|--|---------------|
| 北九州市 | — | — | — | — |
| 福岡市 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市消費者教育推進計画概要版パンフレットの作成・配布 ・全戸配布の市政だよりを使った広報 | <p>推進計画策定時は、消費生活審議会消費者教育部会の事務局に教育委員会担当者が入るとともに、専門委員として校長会から委員を委嘱し、連携して推進計画を策定した。その後推進計画に基づき、消費生活センターが学校での消費者教育への支援を行っている</p> | — |
| 熊本市 | | | | |